

ミャンマー

ミャンマー連邦
面積 68万km²
人口 4233万人
首都 ヤンゴン(旧ラングーン)
言語 ミャンマー語(旧ビルマ語。ほかにカレン語、シャン語など)
宗教 仏教(ほかにイスラム教、ヒンドゥー教、キリスト教)

政体 軍政(1988年9月18日以降)
元首 タンシュエ法秩序回復評議会議長
(1992年4月23日就任)
通貨 チャット(1米ドル=6.077チャット
1992年/93年度平均。
1977年以降1SDR=8.5057チャットに固定)
会計年度 4月~3月



1993年のミャンマー

政権安定化と経済開放の模索

い だ いく こ
井 田 郁 子

1993年、国家法秩序回復評議会 (The State Law and Order Restoration Council以下SLORCと略) 政権が5年目を迎える、暫定的性格から、より持続安定的な政権への移行に着手はじめた。内政面では、民政移管の第一段階とされている制憲国民会議の開催を柱として、SLORCの基盤固めが着々と進められた。経済面では、経済開放路線が促進され、徐々にせよその効果が現われてきた。外交面では、欧米諸国を中心とした人権侵害非難の声は依然として根強くあるが、日本を含めた先進国の本格的な援助再開の見込みはたっていない。しかし他方では、中国や、タイなどASEAN諸国との急速な関係強化が進み、完全な国際的孤立は免れた。このような状況の中で、SLORCは、国家運営に余裕と自信をもち始めたようである。

国内政治 ■ ■

●制憲国民会議の開催 1993年1月9日、92年5月から準備を進めてきた制憲国民会議の全体会議が、ヤンゴンの大統領府で開催された。この会議の目的は、民政移管の条件となっている新憲法起草のための枠組み作りにある。ここで決定された基本方針をもとに、新たに設置される議会において憲法が起草される。そしてその草案が国民投票で採択された段階で新憲法に基づいて新政府が樹立されることになる。制憲国民会議は表向きは民政移管の第一プロセスである。しかし、実際には将来的な国軍の政治関与を認めさせる、SLORC政権の基盤固めの場となった。

制憲国民会議は、政党、民族、知識人・テクノクラート、労働者、農民、国家公務員、1990年の総選挙選出者、政府招待者の八つのグループ代表から構成される。全体会議には、この他外交団、国連関係者、報道関係者が隣席した。SLORCは、

この会議がすべての社会階層、民族から選出された代表による、民主的なものであることを強調している。しかし、各代表の選抜方式は不透明であり、SLORCによる厳密なスクリーニングを受けているとの見方が強い。さらに、全体会議ではこれらの代表による自由な討議は行なわれず、あらかじめ許可を受けた者が発表、報告するにとどまった。その結果、全体会議は、会議運営側、すなわち政権側の意思表明通達の場という性格が強いものとなった。

会議は非常にゆっくりと、SLORCペースで進められていった。1月の全体会議が開催2日目に突然休会が宣言されたことを皮切りに、SLORC側の意思による会議の中止と再開、というパターンが繰り返されることになった（制憲国民会議日誌を参照）。それは、基盤固めの障害を排除しながら進行する必要があったからだと考えられる。

1月の全体会議では、会議開催の意義と今後のスケジュールの説明が行なわれた。制憲国民会議召集委員会委員長 (National Convention Convening Commission) のミョーニュン (Myo Nyunt) 宗教相が開会の挨拶（参考資料②参照）で、憲法起草の六つの目的を提示した。その目的とは、(1)連邦の統一、(2)国家基盤の強化、(3)主権の維持、(4)眞の複数政党制の確立、(5)正義、自由、平等などの崇高な価値の保持、(6)国軍の将来的政治参加、である。

ここで最大の争点は、6番目の国軍の政治参加の問題である。SLORCはこれまでの歴史における国軍の功績を強調、国軍なしでは政治的安定是不可能だと強く主張した。国軍には権力譲渡の意志がないことを会議の冒頭から打ち出したのである。

2月初旬から4月初旬にかけて断続的に開かれた会議では、新憲法の章だけ決定が中心課題となつた。まず、最初に制憲国民会議召集実行委員会 (National Convention Convening Working Committee) が全体会議で提案を行なつた。それを受けて各代表

グループがグループごとに憲法の章だけ案を作成して実行委員会に提出し、全体会議で発表した。実行委員会が各提案をまとめたところによると、「国家の基本原則」、「国家構成」、「司法」、「国軍」、「国家、国民の基本権利義務」、「選挙」、「政党」、「憲法改正」、「国旗、国章、首都」、「総規」の10章に関しては全グループの意見が一致したが、「国家元首」、「立法」、「行政」、「非常事態規定」、「移行規定」の5章では合意に至らなかった。しかし、その後意見の統一をはかるよう議論が進められることはなく、この件に関しての審議は十分尽くしたとして、多数の同意を得た上記15章を憲法に盛込むと決定された。そして、夏休みという名目でふたたび2カ月の休会に入ったのである。

その後の全体会議では、決定された章だけに沿って、内容の詰めを順次行なうことになった。まず6月の全体会議では、第1章の「国家の基本原理」の内容から審議が始められた。ミョーニュン召集委員会委員長は、演説の中で、大統領制の採用を提案し、大統領の資格条件として政治、行政、経済および軍事に経験豊富であることをあげた。また、

同時に軍人が立法、行政部門に参加する必要性もつけ加えた。その後、各グループごとに第1章の内容に関する討議を行ない、提案書をまとめて実行委員会に提出した。その提案書は、8月9~14日に開かれた全体会議で発表された。

提出された計22の提案書を議長団がとりまとめ、9月6~9日の全体会議で総括報告が行なわれた。そして、1週間後の16日に、アウントー(Aung Toe)実行委員会委員長が、この総括報告を踏まえて「国家の基本原則」を発表した。憲法起草に際しての最大の争点であった国軍の政治関与に関しては、以下のことが決定した。まず、新たに設置される連邦議会(二院制)と州、地方議会には、国軍最高司令官によって「任命」された軍人議員が参加し、行政部門にも一定数の軍人が参加する。また非常事態の際には国軍最高司令官が国家権力をすべて掌握できる。この結果国軍の権力維持体制は事実上保証されることになる。さらに、大統領制を採用すること、そしてその選出方法は国民の直接選挙ではなく、大統領選出委員会による選挙を行なうことが決定した。まさにSLORCの思惑どおりの

— 制憲国民会議日誌 —

1月9日▶制憲国民会議全体会議開催。699名が出席。

11日▶制憲国民会議2月1日まで休会を宣言。各代表に十分な検討時間を与えるため。

2月1日▶全体会議再開。代表695人出席。24日まで八つのグループにわかれ、憲法の章だけについて討議。

24日▶全体会議開催。686名の代表が出席。憲法の章だけについての討議。同様の審議が26日まで継続。

3月3日▶全体会議開催。再び、八つのグループに分かれ全体会議で提案された具体的な章だけ案に関して討議。その後、各グループが報告書をまとめ(所定の手続きをふめば、個人による報告書も可)、実行委員会に提出。27日までに18のグループが提出。

4月3日▶全体会議開催。出席者数605人。各グループが報告書を発表。

4日▶全体会議開催。出席者数603人。意見の一一致が見られた章は、国家の基本原理、国家構成、司法、軍、国家および国民の基本権利義務、選挙、政党、憲法改正・国旗・国章・国家および首都、総規の10章、合意に至らなかったのが国家元首、立法、行政、緊急事態規定、移行規定の5章であると発表。

7日▶全体会議開催。出席者数652人。制憲国民会議

2カ月の休会を宣言。召集委員会委員長のミョーニュンは代表者があまりにも細部にこだわりすぎて時間を無駄にしていると非難し、提案された15項目に関して、代表者に十分な研究をする時間を与えるための休会。

8日▶制憲国民会議の代表が帰郷。

6月7日▶全体会議開催。出席者数680名。憲法の章だけ15章が決定し、これから第11章まで順次討議を行なう。ミョーニュン召集委員会委員長は、大統領制の導入、軍の政治への関与は不可欠とし、その関与がどういう形であるべきかを討議する必要があると演説。この後、7月30日まで各グループごともしくは複数のグループで、国家の基本原則の内容について討議。

8月9日▶全体会議開催。出席者数669人。各代表が国家の基本原則の内容に関する提案を発表。14日まで継続。

30日▶次回全体会議は9月6日に開催との発表。

9月6日▶制憲国民会議の全体会議開催。出席者数648人。各代表によって提出された提案の総括報告。9日まで継続。

16日▶全体会議開催。ここで、6日から9日までの議長団の報告をもとに、国家の基本原則が決まったと発表される。1994年1月17日まで休会宣言。

結果となったのである。そして、会議は3回目の休会に入った。

1994年1月に再開された全体会議では、実行委員会が、大統領の資格と大統領選出委員会の基本原則に関してさらに詳細な提案を行なった。大統領の資格は、(1)両親ともミャンマー国民で本人もミャンマーに20年以上在住していること、(2)配偶者、子が外国籍であるなどのために外国の影響を受けない人物であること、(3)45歳以上であること、(4)政治、行政、経済に加えて軍事にも精通していることなどがあげられた。これらの条件によって、ウンサン・スーチー女史は大統領候補から自動的に排除される。なお、大統領選出委員会は、連邦議会議員全員を選出体系別に分けて設立する三つの選出委員会によって構成される。すなわち、地方・州選出議員、全国選出議員、軍人議員が別個に選出委員会をつくるのである。そして、各選出委員会が副大統領を1人ずつ選ぶ。副大統領は、選出議員であるかどうかは問われない。その3人の副大統領が大統領候補者となる。大統領の選出は連邦議会全議員によって行なわれる。

1年に及ぶ断続的な審議を経て、SLORCは、民主的な体裁を整えながら政治の実権を握るお膳立てに成功した。反対勢力は実質的に何も対抗できなかったことになる。公けにされている審議プロセスの裏で、どのような駆け引きが展開されていたかは残念ながらわからない。ただ、1993年1月の第1回全体会議の出席者数が699名だったのに対し、9月の全体会議では648名と、約50名減った。減った50名の中には、SLORCペースの会議進行に対する反発からボイコットした者も若干いるだろうが、SLORC側の意向に沿わずに追放、逮捕された者も少なくないと推測される。

●USDAの設立 制憲国民会議と並行して、SLORCの基盤固めの一つと目されるのが、連邦団結開発協会 (The Union Solidarity and Development Association以下USDAと略) の設立である。この協会は1993年9月15日に内務省に設立登録を行なった。USDAは全国、管区・州、県、郡、町区、村落区の各レベルに設立された。93年末時点で374のUSDAが設立された。

USDAは政党ではない。また、中央執行委員メン

バーには軍人の名前がないので、国軍に帰属するものでもない。表向きは、ミャンマー国民ならば希望者は誰でも加入できる大衆運動組織である。しかし、それは一般大衆が自発的に結成したものからは程遠い組織である。SLORCが背後で影響力を行使するために作ったのに都合よい「民主的」組織と見られる。

具体的な機能、活動内容などはまだ明らかでないが、USDAの綱領（「参考資料」③参照）には、SLORCの影響が如実に窺える。綱領に示されている目的のうち、「国家の統一」、「連邦の団結」、「主権の保持」の三つは、SLORC政権の掲げる国家目標と同一である。また、1994年1月に全国各地で開かれた大規模な決起大会では、六つの行動規範が提示された。そこでは、制憲国民会議を全面的に支持することが第一に掲げられており、これは自動的にUSDAがSLORC政権を全面的に支持していることを意味する。さらに、制憲国民会議で国軍の政治関与が最終的に決定した9月16日の前日にこの協会が設立されたことは偶然ではなく、SLORCの一戦略と見ることができよう。

USDAは、インドネシアの職能団体ゴルカル (Golongan Karya) を模したものであると見られている。SLORCは、強力な軍部を基盤とする大統領制の国インドネシアを、政治機構のモデルとして考えているようである。キンニュン (Khin Nyunt) SLORC第一書記の1993年12月のインドネシア訪問は、この意味で象徴的な動きであった。彼はその際に「われわれがインドネシアから学べるもっとも貴重な教訓は、その政治的安定のための仕組みである」と述べた。憲法制定後には選挙が行なわれることになるが、国軍にとっての与党がない現在、USDAをゴルカルのような政権を支える与党组织へと発展させていくこうとしているのかもしれない。

●少数民族反乱勢力との和平の進展 政権基盤の確立を着々と進めていく一方で、SLORCは少数民族反政府組織との和平交渉を続けていた。政権の長期安定化のためには、ネウイン時代からの懸案の少数民族問題の解決は避けて通れない問題であった。SLORCによる和平交渉は、ここ1年の間に突然始められたわけではなく、1989年以来、水面下では進められてきていた。それが、93年後半

になって急速な進展を見せたのである。

ミャンマーの反政府組織は、イギリスからの独立以来民族自治を求めてきた少数民族組織（カチン独立機構〔KIO〕カレン民族同盟〔KNU〕など）と1988年9月の民主化運動時に結成された学生中心の全ビルマ学生民主戦線（ABSDF）に大きく分けられる。両者は現政権打倒という点で利害が一致することから、共闘関係を結んだ。これら計21の組織が88年11月にビルマ民主同盟（DAB）を結成した。DABは90年末にヤンゴンを追われた国民民主連盟（NLD）急進派が樹立した暫定政権の「ビルマ連邦国民政府」（NCGUB）の支援活動等を行なっていた。少数民族組織と民主化運動組織の団結は、SLORCにとって厄介であった。憲法の起草過程、そして将来複数政党制のもとで選挙が実施されるた時に、この連帶関係をベースに民主化勢力が再び勢力を増すことを、SLORCは非常に恐れていた。そこで、反政府勢力をひとまとめにして交渉するのではなく、各少数民族組織と個別に交渉を進めることによって、反政府組織の団結の切り崩しにかかり、組織の分断をはかる戦略を採用したのである。

1993年10月末、KIOがSLORCとの和解に合意し、和平が成立した。KIOは兵力6000人の組織であり、大規模な少数民族組織である。この合意は、カチン軍の安全の保証、和平後の武器保有の認可、カチン州の経済開発支援を主な内容とする。SLORC側の提示した交換条件は、KIOが民主化勢力に荷担しないことであったとみられる。

その後、新モン州党（MMSP）、カレニイ民族革新党（KNPP）などとの和平交渉の開始が報じられた。残るのは、最大の影響力を持つといわれるKNUである。KIOが帰順した際には、KIOの動きを非難し、自らはあくまでも武力闘争を続けるとしていたKNUも、ついに12月末に和平交渉を始める決断を決定した。1994年1月中旬、KNUは、共闘関係にあったABSDFの幹部を突然拘束して武装解除を命じ、事実上民主化運動組織からの決別を宣言した。この結果、DABは解体したも同然の状態となったのである。SLORC側の意図した反政府運動の分断は成功したことになる。

少数民族組織が、SLORCの狙いを知りながらも和平交渉に臨んだのには、これまで彼ら等に武器、資金援助をしてきた中国、タイが外交方針を転換

したことが大きく影響している。SLORC政権とこれら両国の関係が緊密化してきたことから、両国は反政府組織に対して経済的、政治的な圧力を水面下でかけていた。12月には、タイ政府がNCGUBの関係者に対するビザの発給を停止した。これによって、タイを通じて海外での活動を展開していた反政府運動者の行動は厳しく制限されることになった。反政府運動は、まさに大きな岐路に立たされているといえよう。

●アウンサン・スー・チー女史をめぐる動向 1993年2月、民主化運動の中心であり、89年7月以来自宅軟禁中のアウンサン・スー・チー女史をめぐる国際世論が大いに高まった。国際人権民主発展センター（本部カナダ）が、歴代のノーベル平和賞受賞者に呼びかけ、スー・チー女史の解放キャンペーンを展開したのである。この呼びかけに応えたのは、ダライ・ラマ、デズモンド・ツツ大主教、オスカル・アリアス・サンチェス、マザー・テレサ、ゴルバチョフなどであった。彼らはタイを訪問し、講演やカレン族避難キャンプの視察などを行ない、国連に対してミャンマーの民主化が実現されるまで武器禁輸、経済制裁および国連資格の停止を求める公開書簡を提出した。同時に、タイ政府に対して、ミャンマーに人権問題解決の圧力をかける指導的役割を果たしてほしいと要請した。

スー・チー女史の問題を中心に展開されている人権侵害非難は、その後も欧米を中心に根強く続けられた。3月には国連人権擁護委員会の横田洋三国際基督教大学教授が人権侵害に関するきわめて批判的な報告書をまとめた。それを受けて国連人権委員会においてミャンマーに対する全会一致の非難決議がなされた。そして、12月初めにも第48回国連総会で人権侵害非難決議が採択された。

しかし、ミャンマーは、これらの要求は内政干渉であるという立場を基本的に崩していない。先進国の批判がミャンマーに対する圧力としての効果がほとんどない理由として、武器禁輸、経済制裁など実効のある手段を伴わない批判であること、中国やASEAN諸国とミャンマーとの関係強化（「外交」の項参照）によって、ミャンマーが完全な国際的孤立にまで追いつめられていないことが考えられる。

1994年7月にはスーザー女史の拘留期限（5年）を迎える。94年1月、キンニュンSLORC第一書記は、スーザー女史の処遇問題に関して「法に従って対処する」と述べた。これが釈放を意味するのか、それとも現行法を利用して拘束期間を延長するのか、または国外追放するのか、さまざまな憶測が流れている。94年1月には彼女の自宅の警備が緩やかになり、また2月にはアメリカの上院議員との面会も許可されるなど、彼女をめぐる動きがふたたび活発になってきた。SLORC側は、現体制に影響を与える、かつ国際社会からの非難を可能な限り緩和する対応を模索中と見られる。

外 交 ■ ■

●中国との関係緊密化 現在、中国はミャンマーにとってもっとも重要な隣国となっている。SLORC政権になって以来初めての中国高官の訪緬であった錢外相の訪問（1993年2月）以来、中国の使節団がミャンマーをたびたび訪問している。また、8月には、両国が総領事館をマンダレーと昆明に設置することで合意した。この関係緊密化の背景には両国の経済的、政治的な利害の一一致がある。

中国の影響は、ミャンマー経済のさまざまな面で目立つようになってきた。小売店頭では、中国製品がタイ製品を量的に凌駕はじめた。また、中国がミャンマーのインフラ整備に対する援助も始めた。かつて援蔵ルートとして有名だったルート（キューコク＝ワンティン間）に橋がかけられ（5月）、ヤンゴン＝タンリン間にも鉄橋が完成した（7月）。ミャンマー北部のカチン、カヤ、シャン州と中国を結ぶ道路建設にも合意している。加えて、マンダレー近郊に計画されている国際空港の建設は、中国国家機械輸出入公社の技術者の支援が予定されている。

中国からすると、ミャンマーは自国製品のよい市場となっている。現在では、中国は消費財だけでなく、鉄道建設の資材、部品、機関車など資本財や中間財もミャンマーに輸出する契約を結んでいる。また、ミャンマーと国境を接する雲南省は中国にとっては辺境地域であり、国境貿易は同省の地域経済の活性化につながるという副次効果も存在する。

政治面では、中国はSLORC政権の安定に一役買っている。ミャンマーの完全な国際的な孤立を回避する後ろだてとなっているだけでなく、反政府少数民族組織へ圧力をかけ、和平交渉の進展を助けている。このように中国が積極的にミャンマー友好関係の維持していることの背景には、インド洋へのアクセスをめぐる安全保障上の理由とともに、東南アジアに対する影響力の拡大という狙いもあると思われる。

●タイ、ASEAN諸国への接近 タイもミャンマーとの「建設的な関係の維持」を積極的に打ち出している。ただし、この2国間の場合、中国＝ミャンマー間のように常に良好というわけではなく、いくつかの波があった。その一つが、タイ国内で行なわれたノーベル平和賞受賞者によるスーザー女史の解放キャンペーンである。タイ政府は、ミャンマー政府との「建設的な関係」を継続する姿勢に変わりないことを強調しながらも、キャンペーンの実施を認めた。これは、タイ政府がアジアにおける自国の重要な役割、「民主的」国家というイメージを国際的にアピールしたかったからされている。これに対し、ミャンマー政府はキャンペーンそのものは強く非難したが、タイ政府に対しては、国営新聞紙上で不快感を表わすことにとどまった。しかしその後、ミャンマー政府はタイとの国境貿易の14カ所の通行地点を閉鎖し、一種の報復措置を講じた。この問題は、4月下旬になってタイが謝罪するという形で解決した。後述の森林伐採権、漁業権問題でも二国間にはしこりが残っているが、これまでのところ大きな外交問題に発展するまでにはいたっていない。

タイが基本的に親SLORC姿勢を貫いているのは、ミャンマーに対する中国の影響が過大になることを懸念する外交的思惑、民主化活動家の学生を含む難民流入に頭を悩ます状況から解放されたいという国内事情、そしてミャンマーが天然資源の調達先であり、かつタイ製品の潜在的市場であるという経済的理由によるものである。タイはミャンマーのASEAN加盟に積極的な支援をする姿勢を表明しており、1994年の夏にタイで開かれる予定のASEAN外相会議にオブザーバーとして招待する意向を示している。また、タイで将来的に不足が予

想される電力供給を補うために、ミャンマーで有望なガス田が発見されると、直ちに天然ガスの輸入交渉を行なったり、サル温川沿いの水力発電所建設への援助を表明している。

その他のASEAN諸国は、タイに比べミャンマーへの急速な接近には慎重な姿勢を示しているが、基本的には良好な関係を維持している。キンニュンSLORC第一書記が、5月にシンガポール、12月にインドネシアを訪問し、両国との友好関係を確認している。SLORC政権は、シンガポールを韓国と並ぶ対ミャンマー投資の重要な担い手として、インドネシアを政治体制のモデルとして重要視していると見られる。SLORCはASEAN加盟は現段階では時期尚早という見解を示しているが、将来的な加盟には意欲を示している。

●ムスリム難民問題の進展 1991年末からヤカイン（旧アラカン）州からナフ川対岸のバングラデシュ領に流出し始めたムスリム住民（ロヒンジャー、またはロヒンギャともいう）は、93年11月10日時点ですで約25万人にのぼった。この住民の大量移動のそもそもの原因は、SLORCの迫害であるというのが通説となっている。ミャンマーへの帰還者数は93年末で5万2020人、1万1666家族となった。依然20万人近くが国連高等難民弁務官事務所（UNHCR）がバングラデシュ領に設置した17のキャンプで生活している。78年にも同様の難民問題は起ったが、この時は難民の帰還は1年半で完了した。しかし、今回は2年越しの問題となっている。

難民発生後、直ちにUNHCRが難民帰還の支援を開始した。しかし、ミャンマー側は、これは難民問題ではなく不法移民問題であるとして、UNHCRの関与をまったく認めず、あくまでバングラデシュとの2国間で交渉を進めた。そのため、帰還プロセスは滞りがちであった。

1992年度末には、UNHCRが、バングラデシュ政府が難民を強制的に帰還させているという理由で帰還作業からの撤退を表明した。UNHCRが撤退すると、帰還者数は急増した。しかし、バングラデシュ政府とUNHCRの和解が成立し、再びUNHCRの立会のもとでの帰還プロセスが始まると、その数はふたたび減少した。この帰還者数の増減は、帰還者の中に非自発的な帰還者の相当数含まれていたこ

とを示唆している。

1993年後半になると、ミャンマー国内情勢が安定してきているという見方が難民の間に広がったためか、1カ月に3000～4000人が帰還し、帰還ペースは上ってきた。しかし、難民のミャンマー帰還後の状況は明らかでない。ある程度まとまった数の人が帰還している中で、バングラデシュ側に再び逃げて来る者はほとんどいないことから、UNHCRはミャンマー側の状況に関しては比較的楽観視している。

1993年11月初めになって、ミャンマーとUNHCRの間で難民帰還に関する合意書が調印された。この合意にもとづいて、UNHCRの事務所がヤンゴンに開設されることになった。ただし、UNHCRが単独で活動できるわけではない。国連開発計画(UNDP)の傘下での活動という条件付きではあるが、非常に大きな進展である。この問題については、人権侵害非難の先鋒となっている欧米諸国はもちろんのこと、ムスリムの多いインドネシアやマレーシアも強い不快感を示していた。こうした背景から、ここで必要以上に強硬な態度をとり続けるメリットは少ないという判断がSLORC上層部にあったと考えられる。この合意によって難民の側に安心感が生まれ、帰還が一層加速されることになろう。

経済

●明るさの見えてきた経済 1993/94年度のミャンマー経済は、比較的堅調に推移したといってよい。経済開放路線を探り出してから5年が経過し、ようやく長期にわたる経済停滞の袋小路からの脱却の可能性が出てきた。

「経済の年」として銘打たれた1992/93年度は、10.9%（暫定値）の成長を達成した。この突然の二桁成長は、前年度がマイナス成長であったので、若干の回復であっても成長率としては高くなつたと見たほうがよい。実質GDPの額で見ると、92/93年度はようやく86/87年度の水準に戻ったにすぎないのである。はたしてこの成長が、どん底にあった経済の自律反転のまま終わるのか、それとも成長軌道につながるのか、その点が93/94年度は注目された。

1993/94年度のGDP成長率の目標は5.8%であつ

た。この目標は野心的すぎるとの見方が、国際機関を中心に多かった。ミャンマー政府関係者は、概ね4.0~4.5%の成長は達成できるとしている。経済の堅調である主な要因として、農業生産が順調に伸びたこと、観光業を中心に第3次産業に徐々に成長の兆しが見え始めたことがあげられよう。

◎順調な農業生産 ミャンマーの経済成長は、農業生産の良し悪しによって大きく左右される。1993/94年度の農業部門は、8.4%の成長（前年度実績15.4%）が計画されていた。主要作物の米（穀ベース）は8億^{バン}（1664万^ト）と前年比11.0%の増加が目標であった。近年、政府は作付面積の拡大を通じて米の増産を図っている。たとえば、希望者に現在未使用の土地の耕作権を新たに付与している。また、土地を新規に開拓した場合には、一定期間の地税免除も行なっている。さらに、二期作の推進、すなわち乾期米の作付面積増加のために、灌漑の整備にも力を入れている。

ミャンマーの総作付面積の75%を占めるのは雨期米である。1993/94年度の雨期米の作付面積は、計画通り順調に増加した。さらに、昨年に続いて天候に恵まれ、大きな洪水被害もなかったことから、生産目標は概ね達成できた。一方、乾期米は、灌漑整備が予定どおり進まなかつたことから、作付面積が目標の60%程度に留まる可能性がある。乾期米の生産いかんによっては、総生産高は昨年度実績（7億^{バン}）は上回るもの、当初の生産目標（8億^{バン}）の達成は難しくなる。その場合、農業部門全体の成長も引き下げられることになろう。

ここ数年にわたって、米増産のネックの一つとなってきたのが、化学肥料の不足である。1988年に先進国の援助がストップして以来、外貨不足のため化学肥料を輸入できず、化学肥料の供給の減少が著しかった。このため、単位面積当たりの収量はここ数年低下してきていた。しかし、93/94年度になって、ピーク時（85/86年）のレベルには至らないものの、肥料供給に回復の兆しが見えてきた。国営部門で農産物輸出で得た外貨を肥料購入にあてる 것을積極的に奨励していること、肥料を扱う民間業者も徐々に増えていることによる。米増産にとって、一つの明るい材料である。

◎観光関連外国投資の増加 1988年に外国投資法を制定して以来、外資誘致を積極的に展開してきた。1993年12月15日現在の外国投資許可件数（累計）は85件、そのうち現在企業活動を行なっているのは65件である。合弁形式が最も多く、特に国営企業との合弁が全体の半数近くを占めている。ライセンス許可件数は、製造業、観光業、石油、天然ガスの順に多い。

しかし、外国投資の伸びは当初の政府の期待をかなり下回っている。為替レート問題、インフラ整備の遅れ、エネルギー供給不足、通信網の未整備、金融市場の未発達などが足かせとなっている。さらに、ミャンマーの政治・経済情報へのアクセス自体の困難さや、情報の偏りが、投資意欲を減退させているのであろう。この中にあって、ここ1年で急増したのが観光関連投資である。

特に目覚ましいのは、シンガポール、香港を中心とした華人資本の進出である。たとえば、香港企業が、ストランドホテル、インヤレイクホテルなどの国営ホテルの改築契約を結んだ。1993年末時点での、ホテル・観光省との間にミャンマー国内に計12件のホテル観光関連合弁契約が結ばれている。これらの建設が予定どおり進めば、2年後にはヤンゴン市内のホテル客室数は大幅に増加する。

ホテル事業だけでなく、運輸部門への投資も始まった。既存の国営航空会社の国際部門を切り離し、8月からシンガポール企業と合弁でミャンマー国際航空を新設し、運行を開始した。新機体を1機購入し、バンコク、シンガポール、香港へのフライトを行なっている。今後、タイのバンコク航空によるチェンマイ、パガン、マンダレー間という新ルートのフライトも検討されているようだ。

ミャンマー政府は、1996年を「観光の年」（Visit Myanmar Year）にするとして、積極的にキャンペーンを展開し、投資のインセンティヴづくりに努力している。たとえば、93年12月に観光ビザを2週間から28日間に延長した。また、面倒であったビザ取得の手続きを簡素化し、在外公館に24時間のビザ発給体制をとるように指示を出した。

こうした観光業のハード、ソフト両面でのインフラ整備の進行とともに、民主化運動後激減した観光客数が、再び増加し始めた。今後どこまで観光客数が増え、ミャンマー経済にどのような貢献

をするかは未知数である。しかし、今後しばらく観光投資は活発に行なわれ、経済の明るいムードメーカーとはなりうるだろう。

●活況続く国境貿易 政府は、これまで密貿易扱いであった国境貿易を、1989年から正式に許可するようになった。取引額は年々増加傾向にある。93/94年度の貿易額推計はまだ発表されていないが、取引額は、中国との関係の急速な緊密化を背景に対中国が最も多く、以下タイ、インド、バングラデシュの順になっている。92/93年度末の国境貿易ライセンス数からの推計によると、对中国が4億3350万ドル、対タイが3億860万ドル、対インドが4570万ドル、対バングラデシュが1480万ドルであった。実際には、ライセンス外の取引もかなり存在する。したがって、これが最低取引額と考えておけばよい。この相手国ランクは93/94年度も変化がないとみてよい。取引されている物は、相手国によって異なるが、中国からは、鉄鋼材や小型機械、衣類、陶器などを輸入している。タイからは、食料品、飲料、タイヤ、繊維などが主な輸入品である。

国境貿易の活発化によって、国境近辺地域が潤い始めている。店頭には様々な品物が豊富に並び、一般家庭にも自家発電によるテレビも普及し始めたという。ミャンマー第2の都市マンダレーは、国境貿易の中継地点となっていることから、ヤンゴン以上に品物が豊富に出回っている。さらに、12月には「黄金の三角地帯」の中心都市のシャン州タチレクでミャンマー国境貿易フェアが開催され、その活況ぶりを内外に印象づけた。しかし、国境貿易は、全体として出超傾向であること、またその取引形態がバーターに近いものが大部を占めることから、直接的な外貨獲得にはつながらない。

●天然資源依存の外貨獲得 ミャンマーの1993年9月時点の外貨準備高は2億8730万ドルで、依然低い水準である。かつて最大の輸出品だった米の輸出力が著しく低下してしまった現在、ミャンマーは外貨獲得を、林業、石油・天然ガスおよび漁業と、天然資源に完全に依存している。

ミャンマーは世界有数のチーク産出国である。1986年以降、チークが総輸出額の30%前後を占める最大の外貨獲得源となった。92/93年度の暫定値

では、チークが19万トン、堅材42万トン輸出された。従来、森林伐採権の売却も輸出収入の大きな部分を占めてきた。これらの伐採権は主としてタイ企業が獲得していたものである。しかし、93年12月末をもって、森林伐採権の供与を停止することを発表した。政府は、第1に外国人の乱伐による森林資源の急速な減少を防ぐこと、第2に国内業者を優先しながら外資誘致を進め、国内の木材加工業の発展を促進すること、第3に、林業部門を長期的に持続性のある外貨獲得源にしたいとの意図から、この決定を行なった。現在、森林省が近代的な国際ビジネスセンターを建設し、タイ企業に対してミャンマー企業との合弁の形で、林業部門に参入するように呼びかけている。林業部門の外貨収入は短期的には減少するかもしれないが、将来的に一定の収入を期待することができよう。

陸上油田に進出していた外資企業9社が撤退した後、ミャンマーの石油、天然ガスの採掘に関しては、悲観的な見方が強かった。しかし、現在にわたり脚光を集めているのが、マルタバン湾およびアンダマン海の天然ガス田である。Total(仏)とPremier(英)が中心となって試掘しているガス田がもっとも有望視されている。Totalのプロジェクトには、国営企業のMyanmar Oil and Gas Enterprise(MOGE)、Unocal(米)、Petroleum Authority of Thailand Exploration and Production Public Company(タイ)が参加している。一方、Premierのプロジェクトには、日本石油、Texaco(米)、MOGEが出資している。また、7月にはAmoco(米)とYukong(韓)がMOGEと陸上油田の再契約を結ぶという、新たな動きも出てきた。石油、天然ガスの採掘は、再び貴重な収入源となってきた。

漁業部門も、上記2部門ほどの規模ではないが、重要な外貨獲得源の一つとなっている。1989年からの延べ投資件数は7件で、投資総額は8400万ドルに達している。漁業権は主にタイ企業に売却され、10数社の漁船300隻あまりがミャンマー近海で操業しているとされている。しかし、実際には違法操業が後を續たず、ミャンマー政府は頭を悩ませている。そのため違法漁船の拿捕、罰金の値上げなど、取締まりを強化してミャンマー企業との合弁形態の投資を奨励している。

●山積する経済課題 経済開放路線が徐々に根を下ろし始め、経済に若干明るさも見えてきたことは確かである。しかし、依然として深刻な課題が多く残されていることも否定できない。

まず、外国為替市場の二重構造があげられる。現在、公定レートは1フ_ル=6ダラ前後であり、これは1977年以来変わっていない。一方、実勢レートは1フ_ル=120~130ダラである。この公定と実勢レートの格差は急激に拡大してきた。しかし、ミャンマー政府には公定レートの切り下げの意思がまったくないようである。大幅な切り下げは、急激なインフレを招き、社会不安を増大しかねない。チャットに交換せずに、ドルで取引する場を増やし、ミャンマー国民にもドル保持を許可することによって、実質的な切り下げを行なっているというのが政府の見解である。

1993年2月にミャンマー政府は外貨兌換券(Foreign Exchange Certificate, 以下FECとする)を発行した。1フ_ル=1 FECで交換される。個人旅行者には最低200フ_ルを交換することを義務づけた。また、ミャンマー国民もこれを使用すれば、ミャンマー外国為替銀行もしくはミャンマー投資商業銀行に外貨口座を開設できるようになった。しかし、FECの流通によって為替市場の混乱を収拾するという政府の思惑は、当てがはずれたようである。発行当時は、市民にFECの存在が浸透していなかったため、商店での受け取りの拒否などの事態が生じ、他方普及した現在ではこのFECの闇市場が成立している。交換レートは、通常のドルよりも若干低めの1 FEC=100~110ダラである。結局、FECは為替市場をより複雑にしただけになってしまったといえる。

財政赤字の縮小も大きな課題の一つである。1993/94年度の計画では、赤字をGDP比4.0%以内(前年度実績5.5%)に抑える予定であった。しかし、ミャンマーの租税体系は十分確立されていないことから、急激な税収入の増加は見込めない。他方、ここ数年削減努力を続けてきた支出も、4月に25%の公務員の給与引上げを行なったことで、さらなる支出減は難しくなった。給与引上げは、SLORC政権になって2度目である。後述するようにインフレが急速に進んだことで、公務員を中心とする給与生活者が困窮し始めたために実施された。こ

の結果、93/94年度もGDP比5.0~6.0%の赤字が見込まれている。

この財政赤字と密接な関連をもっているのが、インフレである。ミャンマー政府は財政赤字の埋め合わせに、紙幣増発という手段を用いており、貨幣供給は年間40%以上も増加している。この結果、急速なインフレを招き、国民生活を圧迫している。1992/93年度のインフレ率は政府の発表では年間30%前後だが、国際機関の推計によると60~90%に達している。自由市場での米の小売価格を見てみると、93年8月の価格は前年同月比82%の上昇となっている。したがって、前述した公務員の給与引上げはこのインフレに見合うものではなく、実質賃金水準は低下したことになる。さらに、インフレの進行はチャットの価値を押し下げ、外国為替市場の歪みに拍車をかけるという悪循環を生み出している。

貿易面での課題も多い。まず、巨額の赤字を抱えている。1989年以降、輸出は若干増加してきたが、輸出品目が一次産品に限定され、その伸びは緩やかなものにとどまっている。一方、輸入は、輸出をはるかに上回るペースで伸びている。結果的に、90年以降は25億ダラ程度の赤字を計上している。93/94年度も貿易赤字が縮小する傾向は見られない。

また、輸入品目の内容の変化も、気がかりである。1980年代半ばまで、しかし、資本財の輸入は全輸入の27%程度を占めていたが、それが次第に減少していく、91/92年には9%にとどまっている。一方、国境貿易が解禁となったことから、消費財の輸入は急増した。店頭に並ぶ品物が増加したこと自体は好ましい。資本財のシェアが減少し消費財のシェアが増加するという傾向は、長期的な国内産業の育成という観点から見た場合、一つの問題となりうるだろう。

ミャンマーは市場経済体制の確立を国家目標としている。その一つの指標となるのが、民間部門の拡大と国営部門の縮小・再編である。民間工場、事業所数の変化を見てみると(1992/93年度暫定値)、前年に比べて全体で467社増加している。飲食料関係が大きな伸びを見せた。その他、農業資材、工業機械、工業原料、鉱物加工なども増加傾向にある。一方、国営部門は全体で2社の減少にとどまっており、政府も大規模な国営企業の民営化プランを

特にもっているわけではない。基本的に、大規模な事業所は国営、小規模なものが民間である構造に変化がないから、民間部門がミャンマー経済の牽引役となるには、今しばらく時間がかかりそうである。

1994年の展望

1994年のミャンマーの内政、外交のカギは、アウンサン・スー・チー女史の処遇にある。制憲会議はSLORCのシナリオどおりに進行するであろう。一方、民主化運動組織以外の反政府組織との和平も進展している。SLORCにとって残る最大の懸念は、スー・チー女史の処遇を誤まって、国民の反SLORC感情にふたたび火をつけてしまうことである。それを回避するため、前述のアメリカの国会議員が提唱したように、SLORCの実力者であるキンニュンSLORC第一書記とスー・チー女史が話し合う機会がなんらかの形でもたれる可能性が大きい。

ミャンマーの対外関係も、スー・チー女史問題への対応を機軸に動くだろう。女史の処遇如何で、欧米諸国との関係改善が進むか、もしくは現状のように近隣諸国との関係のみに依存していくかが方向づけられることになる。中国、ASEAN諸国と

の関係は、特に大きな懸案事項もないことから引き続き良好に推移するだろう。同時に、アメリカをはじめとする欧米諸国との関係改善ができる限り進めたいというのがSLORCの本音に違いない。

1993年、ヤンゴン市内に民家を改造した小規模なホテルが雨後の竹の子のように出現し、さまざまな民間中小企業の社屋が目につくようになった。店先に並ぶ商品の種類、量とも豊富になっている。これらは、すべて過去1年間に現われた急速な変化であり、ミャンマー経済は動き始めたといえる。94/95年度はこの変化の芽を摘むことなく、成長軌道を維持してけるかどうかが大きな課題となる。経済運営の成否は、国民の关心、問題意識を左右し、政治へも影響を及ぼすであろう。

農業生産の増産努力、さらなる海外投資誘致への経済環境の整備、国内民間部門の活性化、そして財政赤字、為替レート問題への適切な対応など、政府の経済運営の能力が問われてくる。注目されるのは、1994年3月に公布された「ミャンマー市民投資法」である。この法律の効果は予測し難いが、これまで水面下で動いていた民間資金を効率的な投資に結びつけうるかどうかがカギとなろう。

(地域研究部・動向分析部兼務)

重要日誌 ミャンマー 1993年

(出所:特に記述のない場合, *New Light of Myanmar*. BPは*Bangkok Post*の略称)

- [1月] 5日** ↪ミャワディー銀行株式会社、設立。
- 15日 ↪農業関連資材(肥料、トラクター、殺虫剤等)輸入に対し税控除措置を発表。
- 18日 ↪サンヨー販売サービスセンター、ヤンゴンに開設。
- 22日 ↪タイミリタリー銀行事務所、ヤンゴンに開設。
- 23日 ↪経済貿易協力委員会の設置につきタイと合意。
- 27日 ↪麻薬・抗精神性薬物法公布。
- ♪外国為替証書の発行と使用に関する規則発表。2月1日より使用開始。
- [2月] 1日** ↪錢・中国外相、訪緬。1988年以来外相クラスが訪緬するのはこれが初めて。
- 18日 ↪13人のノーベル賞受賞者、ウンサン・スーター女史の解放に関し公開書簡を発表(BP)。
- ♪ミャンマー政府、機構改革。財政計画省を国家計画経済開発省と財政・歳入省に分割。
- ♪キンニュンSLORC第一書記、国際的な人権侵害批判に対する反発の演説。
- ♪「タイはミャンマーと建設的な関係を継続する」とスーンシリ外相、表明。「ミャンマーはタイの立場を理解する」とオンジョー外相、表明(BP)。
- 22日 ↪ノーベル賞受賞者、国連に(武器禁輸、経済制裁など)制裁要請(BP)。
- 27日 ↪ミャンマー輸出入サービス(Myanmar Export Import Service)、オーシャンセンターを開設。
- [3月] 1日** ↪ミャンマー・ユニマックス・インターナショナル株式会社、工場設立。香港のユニマックスのミャンマー支社とミャンマー連邦持株会社(エーベル計画経済開発相が経営部長)が合併で建設。
- ♪財政・歳入省、特別高価格収入印紙を発行。
- ♪ソニーのショールームとサービスセンター、開設。
- 4日 ↪ミンアウン農業相、1993/94の穀生産高は8億噸が目標と発表。1200万噸の雨期米と400万噸の夏期米を作付する。
- 19日 ↪タイの国家安全保障委員会、不法滞在を続いているビルマ人「学生」に対し「安全キャンプ」に入ることを強く要請(BP)。
- 25日 ↪退職・現役国家公務員の出資により、第9合弁公社(Joint Venture Coporation No 9)設立。
- 26日 ↪1993年度国家予算法公布。
- [4月] 1日** ↪ヤンゴンシティ銀行、設立。
- ♪ミャンマーホテル・観光サービスとタイのBaiyoke Suite Hotel Co Ltdの間でカンドージーホテルの改裝契約締結。
- ♪開発委員会法公布。
- 8日 ↪スーター女史の夫、マイケル・アリスと息子のクリス、訪緬。
- 17日 ↪ビルマ語新聞紙名がThe Loktah Pyithu NezinからMyanmar Alin、英字紙がThe Working People's DailyからThe New Light of Myanmarに変更。
- 19日 ↪ミャンマー国家オリンピック協議会法公布。
- 22日 ↪ヤンゴン国際空港に、運輸省とBen Foods Ltd.の合併で免税店、開設。
- 24日 ↪スーンシリ・タイ外相、今後もミャンマーと建設的な関係を継続すると表明(BP)。
- [5月] 6日** ↪SLORC布告(NO.3/93)により、海外に在住し、他国の市民権を既に得ている者でも、1年以内に理由を添えて申請用紙を提出した場合、帰国が許可されることになる。
- 8日 ↪ヤンゴンータンリン橋、7月31日に開通。ティンナーSLORC第二書記、中緬友好関係の証であると演説。
- ♪訪比中のオンジョー外相は、ミャンマーが民主的な自由経済国家を目指しており、将来的にはASEAN加盟を希望していると述べた。ただし、スーター女史の政治参加に関してはきわめて否定的。一方、ロムロ比外相はミャンマーのASEAN加盟を支援すると表明(BP)。
- 21日 ↪スーター女史は現SLORC政権を批判する小冊子を公開。米国のクリントン大統領、ミャンマー政府に対して、スーター女史の早期解放と1990年度の選挙結果の尊重を要請(BP)。
- 24日 ↪キンニュンSLORC第一書記、シンガポールを訪問。オンジョー外相やエーベル計画・経済開発相らも同行(BP)。
- 28日 ↪中緬国境のキューコクとワンティンを結ぶ新たな橋が完成。これは第2次世界大戦中「援蒋ルート」として有名だったルート。
- [6月] 11日** ↪タイ企業47社に対して木材伐採権の供与停止をミャンマー側が通告(BP)。
- 16日 ↪植物検疫法公布。
- 20日 ↪ミャンマー農業協同組合工業フェア開催(～26日)。
- [7月] 4日** ↪タイの木材会社、森林伐採権供与停止決定に關し、インパクトはそれほど受けていないが、両国により友好な関係を望むと表明(BP)。
- 8日 ↪ダゴン百貨店、開店。
- 14日 ↪児童法公布。
- 22日 ↪スーター女史の夫マイケル・アリス、訪緬。
- ♪ミャンマー保険法公布。

28日 ▶国連難民高等弁務官・緒方貞子氏、ミャンマーを非公式訪問。

▶ミャンマー・中国経済技術協力合意、締結。中国は無利子5000万元の借款をミャンマーに対して行なうと表明。

31日 ▶アモコ、ミャンマー当局と新たな石油採掘の契約を締結(BP)。

[8月]4日 ▶ホテル・観光省とエメラルド・ローズ・ガーデン、国際規格のホテル建設合弁契約を締結。

13日 ▶タイの国防大臣および友好使節団、訪縁。

▶国境地域・民族開発法公布。

15日 ▶ミャンマー国際航空 (Myanmar Airways International)、運航開始。同社は運輸省とシンガポールのHighsonic Enterprise Pte Ltd.の合弁。

17日 ▶1995年度を観光の年とすることを発表(BP)。

23日 ▶豆類の輸出の伸びを発表。1991/92年度は194万t、92/93年度は373万t^tを輸出。

24日 ▶マンダレー管区タダウ郡国際空港建設に関する会議開催。

29日 ▶ラジオヤンゴンによると、外国人旅行者のランショ・バモーなどの国境近辺の訪問も可能となった。

[9月]1日 ▶中国総領事館がマンダレーに近々再開設に合意したことを発表。8月13日にミャンマー総領事館、雲南省の昆明に開設。

15日 ▶連邦団結開発協会 (Union Solidarity and Development Association)、設立。

17日 ▶ミャンマー・タイ合同委員会、開催。

▶Chit Swe森林相、インドネシアを訪問。スハルト大統領と会見。

28日 ▶通信郵電省より衛星放送の受信免許に関する通達。それによると、衛星放送受信機を持っているものは、登録書と規定の登録料を支払わなければならない。

[10月]1日 ▶ホテル・観光省とシンガポールのナラワットランド社、ナラワット・インターナショナル・ホテルの建設で合意。

2日 ▶カチン独立機構が帰順。カチン反乱軍は安全を保障され、和解後も兵器を保持してもよい、SLORCの指導のもとで州の開発計画を進めるなどと合意。

23日 ▶ミャンマー・ホテル・観光法公布。

28日 ▶東南アジアにおける麻薬撲滅に関する合意書、ミャンマー、タイ、ラオス、中国、国連国際麻薬管理プログラムの間で結ばれる。

[11月]5日 ▶ミャンマー中央銀行、1993年12月1日から3年もの、5年ものの国債を発行。

▶国連高等難民弁務官事務所 (UNHCR) とミャンマー政府の間でミャンマーのムスリム住民の帰還に関する合意書、締結。

▶ストランドホテルの改築、終了。

9日 ▶国連人権委員会の横田洋三氏、訪縁。

11日 ▶ウ・チョウバホテル観光相は、観光業が短期的には経済を活性化するとの見解を示す。

▶タイのバンコク航空との提携により、チェンマイ・バガン、マンダレーを結ぶフライトが週3回になる。

15日 ▶ホテル観光省とシンガポールのストレイツ・グリーンフィールド株式会社の間で、五つ星ホテルを建設契約が締結、着工式。

18日 ▶ホテル・観光省とタイのLP持株会社、ヤンゴンに270部屋の五つ星ホテル建設契約締結。この席で観光ビザを14日間から28日間に延長することを発表。

▶システムビルト社 (国内資本) とホテル・観光省、四つ星のパーク・ビュー・ホテルの建設契約締結。

▶ミャンマー・オリエンタル銀行、開設。

21日 ▶貿易省とブック・プロモーション・サービス (タイ) の合弁で、洋書専門店であるインワ・ブックス・トア、オープン。

23日 ▶動物健康・発展法公布。

▶キンニュンSLORC第一書記、カヤイン州、モン州の反政府軍に対して和平の呼びかけを行なう。

29日 ▶ホテル・観光省とLP持株会社の合弁でホテル・ソフィテル・ヤンゴン、建設決定。

[12月]4日 ▶観光雑誌の『トゥディ』、発刊。

9日 ▶これまでに55県303郡でUSDAが結成。累計数は374。

14日 ▶ミャンマー持株会社とシンガポールのRothmans Myanmar Holdings Pte Ltd.が、Rothmans of Pall Mall Myanmar Pte Ltdという合弁のたばこ工場を設立することで合意。

▶ホテル・観光省とシンガポールのアプライド・インペストメント (アジア) はミャンマー・スワン・インペストメント有限会社を設立し、マンダレー・ホテルの改修契約を締結。

▶ミャンマー中央銀行、12月1日から今日までに1340万t^tの国債を販売したと発表。

15日 ▶ミョードーホテル、着工式。

17日 ▶Salon Kyun (カウトン郡) にホテル・観光省がマレーシアのアトランティック・アウトライン・ミャンマー有限会社とリゾート合弁契約。

18日 ▶ミャンマー貿易フェア、シャン州タチレクで30日まで開催。

20日 ▶キンニュンSLORC第一書記、20日からインドネシアを訪問。スハルト大統領と会見 (~25日)。

23日 ▶スチーチ女史の家族、来縁。

24日 ▶ヤダナガス田、60億立方t^tの埋蔵量があり、30年間採掘が可能であると発表。

参考資料 ミャンマー 1993年

■ 軍幹部および閣僚名簿

1. 国家治安秩序回復評議会 (SLORC)

(1989年9月19日発足、94年4月現在)

議長	Than Shwe 上級大将
副議長	Maung Aye 大将
第一書記	Khin Nyunt 中将
第二書記	Tin Oo 中将
評議員	Maung Maung Khin 海軍中将 Tin Tun 空軍中将 Aung Ye Kyaw 中將 Sein Aung 中將 Chit Swe 中將 Kyaw Ba 少將 Maung Thint 少將 Nyan Lin 少將 Myint Aung 中將 Mya Thinn 中將 Tun Kyi 中將 Aye Thaung 中將 Myo Nyunt 中將 Maung Hla 中將 Kyaw Min 中將 Soe Myint 少將 Phone Myint 中將

2. 州・管区法秩序回復評議会議長

カチン州	Saw Lwin 准将
カヤ州	Soe Myint 大佐
カヤイン州	Aung San 大佐
チン州	Maung Cho 大佐
サガイン管区	Hla Myint Swe 准将
タニンターリ管区	Mya Nyein 大佐
バゴー管区	Soe Myint 少将
マグウェイ管区	Maung Par 大佐
マンダレー管区	Kyaw Than 准将
モン州	Ket Sein 准将
ラカイン州	Win Myint 少将
ヤンゴン管区	Myo Nyunt 中将
シャン州	Saw Htun 准将
シャン州（北部）	Aye Kyaw 准将
シャン州（東部）	Kyaw Win 大佐
エーヤワディー管区	Tin Hla 少将

3. 国軍政府閣僚 (1993年12月現在)

首相・国防相	Than Shwe 上級大将
副首相	Maung Maung Khin 海軍中將
副首相	Tin Tun 空軍中將
内務相	Mya Thinn 中將
副大臣	Thin Hlaing 大佐
文化相	Aung Ye Kyaw 中將
第一工業相	Sein Aung 中將
副大臣	Than Nyunt 中佐
林業相	Chit Swe 中將
副大臣	U Aung Pone
計画・経済開発相	Abel 準將
財政・歳入相	Win Tin 準將
教育相	U Pan Aung
副大臣	Dr. Than Nyunt
外務相	U Ohn Gyaw
副大臣	U Nyunt Swe
情報相	Myo Thant 準將
副大臣	U Thein Sein
畜産・水産相	Maung Maung 準將
副大臣	U Aung Tein
エネルギー相	U Khin Maung Thein
副大臣	U Tin Tun
鉄道相	U Win Sein
第二工業相	U Than Shwe
副大臣	U Saw Tun
建設相	U Khin Maung Yin
副大臣	Aung San 大佐
通信・郵電相	U Soe Tha
社会福祉・救済相	Thaung Myint 準將
副大臣	U Win Naing
協同組合相	U Than Aung
農業相	Myint Aung 中將
副大臣	U Kyaw Tin
副大臣	U Tin Hlaing
宗教相	Myo Nyunt 中將
副大臣	Aung Khin 大佐
保健相	Than Nyunt 海軍少將
副大臣	Than Zin 大佐
運輸相	Thein Win 中將
副大臣	U San Wai
貿易相	Tun Kyi 中將
副大臣	Aung Thaung 大佐
ホテル・観光相	Kyaw Ba 中將
国境地域民族發展促進相	

労働相	Maung Thint 中将
副大臣	Aye Thaung 中将
鉱山相	U Kyaw Aye
副大臣	Kyaw Min 少将
副大臣	U Hlaing Win
官房長	U Myint Thein
	Pe Thein 大佐

4. 国軍人事 (1993年12月末現在)

国軍最高司令官	Than Shwe 上級大将
陸軍司令官・国軍副司令官	
海軍司令官	Maung Aye 大将
空軍司令官	Than Nyunt 海軍少将
陸軍参謀長	Thein Win 空軍中将
海軍参謀長	Tin Oo 中将
空軍参謀長	Tin Aye 海軍少将
軍務総局長	Tin Ngwe 空軍少将
情報局長	Myint Aung 中将
人事局長	Khin Nyunt 中将
法務局長	Maung Hla 中将
訓練局長	Than Oo 准将
監察官	Saw Lwin 准将
ヤンゴン師団司令官	Tin Aye 准将
北西師団司令官	Myo Nyunt 中将
南西師団司令官	Hla Mint Swe 准将
西部師団司令官	Tin Hla 准将
中央師団司令官	Win Myint 准将
東部師団司令官	Kyaw Than 准将
北部師団司令官	Saw Htun 准将
北東師団司令官	Saw Lwin 准将
南東師団司令官	Aye Kyaw 准将
南部師団司令官	Aung San 大佐
	Aye Thoung 少将

2 制憲国民会議関係資料

制憲国民会議召集委員会委員長の演説要旨

(Myo Nyunt中将 1993年1月9日。出所：New Light of Myanmar 1993年1月10日付から抄訳)

1. 本日から開催される制憲国民会議は非常に重要な意味をもち、特別な任務を担っている。
2. この国民会議で決定される基本原則は、憲法起草の際の指針となる。
3. この国民会議の円滑な遂行は、われわれを含むすべての代表の協力にかかる。
4. すべての国民は、例外なくこの国民会議の成功を願っている。

5. この国民会議の最大の目的は国家・国民の厚生にとって最も望ましい前提条件をつくりあげることだと国民会議召集委員会は確信している。

6. ミャンマー連邦は現在岐路に立っている。
7. 誤った進路ではなく、正しい進路を歩むことが非常に重要である。

8. 憲法起草は、國家の見地からして、いかなる誤りをも許さない、細心の配慮を要し、労苦を伴う重要な任務である。

9. 一人の人間の誤りを正すのは比較的容易であるが、国家憲法の場合、いかなる誤りや弱点も、国家全体そしてすべての国民に多大な損失と害を与える。

10. われわれは1947年憲法と1974年憲法が状況の変化により人々に受け入れられなくなったために、国家が乱れ、国家統一が弱められたのを見てきた。

11. 現在われわれには、より持続性のある憲法を起草する責任がある。

12. 本日から開催される国民会議の基本任務は、国家法秩序回復評議会法No.13/92で定められた六つの目的に沿って、関連事項を協議、調整、提示することである。

13. 現在のわが国はきわめて微妙な状況にある。

14. 現在の国際状況を見ると、実際に国家が分断し、国内で仲間同志が衝突し、その結果多くの困難に直面している悲しい状況が見受けられる。

15. 今こそ、連邦の永続のために永遠の統一・団結の確固たる決断を行ない、それを誓うときである。

16. 最も重要なのは、民主主義的権利の執行と、法の維持・遵守である。

17. わが国における民主主義の執行は、われわれの社会を構成している伝統文化、価値観および思想と充分に合致するものでなくてはならない。

18. 国家憲法の起草にあたり、正義、自由、平等といった崇高な世界的価値観の精神、本質、実体を伴うものにすることが重要である。

19. 國家の構造、立法、司法、行政など憲法の起草に不可欠な基本原則を、正義、自由及び平等という崇高な世界的価値観に適合するものにするよう協議し、決定する必要がある。

20. さらに、各代表は、国家法秩序回復評議会通達No.13/92第4項、B(6)条に定められているように、将来の国家において國軍が國家の政治指導者の役割を担うこと、真剣に考慮しなければならない。

21. 連邦の独立の際に、國軍が反帝国主義、反ファシズムの達成のために、あらゆる困難に立ち向かい、多大な犠牲を払ったことは周知のとおりである。

22. 1949年に國家の分裂を防いだのは國軍である。

23. 1958年に國家の分裂、主權の喪失を逸せ

す防いだのは国軍である。

24. 1962年に連邦を分裂の危機から救ったのも国軍である。

25. 1988年の騒動のとき、一党制を望まない人々がデモを繰り広げた。同時に、国家の混乱に乗じて勢力を伸ばそうとする悪徳な陰謀のために、国家が混乱と無政府状態に陥った。連邦が分裂の危機に陥り、主権を失いそうになったので、国軍が時機を逸することなく責任を引き受けたのである。

26. 将來の国家の平和・平静の維持のためには、國家・国民が直面するすべての危機の立ち向かい、多大な犠牲を払うということに長い伝統をもつ国軍と協力することが大切である。

27. より率直にいうならば、軍の関与のない国家の安定、平和、平静の維持はきわめて危険である。国家が内外からの圧力、干渉、危険にさらされているときは、それは非常に困難であるといわねばならない。

28. 将來の国家運営においても国軍が政治的指導者の役割を担うという誠意(Cetana)を理解し、感謝しなければならないし、国家および国民に対する軍の純粋な利己心のない誠意を理解する必要がある。

29. 軍の歴史において、いかなる時においても軍が貪欲な権力欲をもったことはない。

30. 1941年12月26日にビルマ独立軍(BIA)として設立されてから今日まで、それは変わらない。

31. 軍は国民が願っている真の民主主義の価値を尊重する。軍は真の民主主義の確立を願い、また楽しみにしている。

32. 国軍は、国家の厚生を最も尊重し、また国民の生命、資産、富を守り保護する伝統を常に維持する。

33. 国軍は国家の存続にかかわるような主要な国家的問題の解決に関し、経験豊富である。

34. 現在の状況もしくは歴史の教訓から、国軍のみがコントロール力をもち、緊急事態に対処できると、国民は心から信じている。

35. 将来的にも国民の厚生を保護する役割を国軍が担うことが重要である。

36. このような方法によってのみ、国家に対する脅威を防ぎ、将来にわたって国民に心の平和を約束できる。

37. 全国の各地域の過去の経験を振り返るとき、多くの命と血と汗を犠牲にして国軍が保護を与えたかったならば、状況は最悪のものになっていただろう。

制憲国民会議開催要項に関する説明要旨

(1993年1月11日 制憲議会国民会議実行委員会

書記 Aung Thein 准将。出所 : *New Light of Myanmar*, 1993年1月12日)

1. 本制憲国民会議の参加者はミャンマー連邦の歴史に残るであろう。本会議代表は、ミャンマー連邦のすべての民族、階級から選出されている。

2. 各代表は、国家、国民が利益を享受できる、確固たる憲法の基礎原則がどうあるべきかを討議するためには集まっている。これらの討議が十分になされるようにこの会議は進められる。

3. 各代表からの意見、提案が体系だって行なわれるよう、会議開催要項を各代表に配る。第1章には、(1)連邦の統合、(2)国家の団結、(3)主権の保持、(4)繁栄のための複数政党民主制、(5)世界的に普遍的価値をもつ、正義、自由、平等の実現、(6)将来の国家においても、国軍が政治的指導者の役割を担うことの、六つの本会議の目的が記されている。

4. 第2章は、代表のカテゴリーについて述べている。政党代表、選挙選出代表、各民族代表、農民代表、労働者代表、知識人、テクノクラート代表、国家公務員代表、その他招待者が含まれれている。

5. 各代表の選出と招待は、わが国のすべての民族と階級を含むように行なわれた。

6. 各代表の責任と権利義務は、開催要項の第5および第6項に記されているので、各代表は正確に知ることができるだろう。

この中には、法、布告、通達の遵守、および本実行委員会によって出された規則、通達、命令に従うことが含まれている。また、各代表は憲法起草の六つの目的の枠組内で、率直、自由に意見を述べることが望まれる。場合によっては、秘に付される討議もありうる。各代表は本会議に関する秘密を守らなければならない。

7. 次に、代表の権利について述べる。代表は、すべての民族、階級から選出されており、国家公務員もその中に含まれる。国家公務員代表は、本来の業務についているものとして取り扱われる。各代表には、一定の報酬が支払われる。

8. 各代表が互いに敬意を払い、円滑に会議を運営するために、各代表は以下の行動規範を守らなければならない。

(1) ミャンマー連邦以外の国家に忠誠を誓わないこと

(2) 全体会議議長、各代表グループ議長に敬意を払い、指示に従うこと

(3) 代表間の調和を維持すること

(4) 本会議代表の立場を利用し、個人的利益を追及しないこと

(5) 討議の中では、その目的に沿った議論のみを行ない、個人や組織に対する攻撃を行なわないこと

(6) 制憲国民会議全体会議場、各グループ会議場入場、退場するときは、国旗に敬礼をすること

(7) 各会議場には武器、レコーダー、ビデオ、カメラを持ち込まないこと

(8) 代表者バッジを左胸につけること

(9) 制憲国民会議ニュースを発行するので、各代表は常に目を通しておくこと

9. 議長団(Panel of Chairmen)は、会議の円滑な遂行と各代表が開催要項に沿って発言できるように、各会議を監督するために必要である。議長団は、実行委員会から5人、政党および選挙選出代表から10人、民族代表から5人、農民代表から5人、労働者代表から5人、國家公務員代表から5人、招待者から5人が、各代表グループによって任命される。この選出は、公正と調和をもって行なわなければならない。

10. 政党代表と選挙選出代表の中には、同じ政党に属している者がいる。したがって、これらの二つのグループは、各政党から最低1人を議長団のメンバーに任命し、計10人を選出する。

11. 各代表グループの議長団が選出された後、9人のメンバーから構成される全体の議長団を構成する。制憲国民会議召集実行委員会からの選出者が、全体会議の議長をつとめる。

12. 各代表グループの議長団に選出された5人はそのグループの討議を監督する。

13. 政党代表と選挙選出代表のグループが別々に討議をするときには、議長団のうち5人が出席すればよい。誰が出席するかは内部で調整すること。

14. 全体会議はこの会議場で開催し、通常午前10時から午後4時までとする。午前中に15分、午後に1時間の昼食時間、15分間の休憩時間を設ける。

15. 全体会議は代表の半数の出席によって成立する。

16. 国家法秩序回復評議会は、制憲国民会議実行委員会に、会議において各代表が体系だった形で意見し、提案ができるような環境を整えるよう指示している。開催要項にも、各代表が意見や提案を率直に民主的に述べることができるとして記されている。

17. 最初に憲法の章だけに関する討議を行なう。各議長団ごとにその討議を行なう準備をする。各議長団は、そのグループが討議すべきと考える章だけをリストアップし、議長団の長がそのリストを提出する。

18. 議長団のメンバーは、そのグループが全員一致で決定した章だけを発表することができる。グループ内の意見の不一致は、そのグループ内でのみ討議が可能である。グループ内で討議したのちならば、そのような異なる意見を全体会議で発表することができる。

19. 政党代表は、党ごとに個別提案することができる。選挙選出者の議長団メンバーは、党別もしくは独立に各自が考えた章だけを発表することができる。

20. 政党の代表者、および選挙選出代表グループ内の、異なる意見に基づく章だけは個別に発表できる。この場合でも、発表は各代表グループ内で話し合いを事前に実施しておかなければならない。

21. 実行委員会は、各政党間や代表者間の意見の相違を解消する努力をし、必要な行動をとることができる。

22. 章だけに関する討議の進め方に関して説明する。実行委員会は各代表グループが選択した章だけを全体会議で発表する。各議長団は憲法の選択した章だけに沿って、個別に討議を進めなければならない。

23. 各議長団は、全体会議で発表するための、討議報告書をまとめなければならない。

24. 報告は議長団が行なう。報告書に含まれていない追加提案は議長団を通じて提出することができる。

25. 報告書をまとめる目的は、口頭のみでの発表では、各グループが討議すべきと判断した事項が漏れる可能性があるからである。さらに、ビルマ語に精通していない代表にとっても、報告書をまとめることによって、意見をより明確に伝えることができる。加えて、最終的な憲法の起草の際にも、この報告書は役に立つであろう。

26. 政党、選挙選出代表が、別個に報告書を提出したい場合、コピーの1部を自分が所属するグループの議長に定められた時間内に提出するものとする。その場合、提出者の名前を記す。

27. 各グループの議長は報告者の氏名とともに、その報告書を提出する。

28. 実行委員会は、提出された報告書と報告者の名前をもとに、全体会議を開催し、実行委員会に名前が提出した者だけが、全体会議で発表する権利をもつ。

29. 実行委員会は、議長団および個人間の意見の相違を解消するよう努力する。

30. 各代表は以下の規則を守らなければならない。

(1) 国家に対していかなる裏切りの発言もしない。

(2) 国家の分裂、国家統一を妨げるような発言をしない。

(3) 個人・組織の利益につながるような発言をしない。

(4) 宗教的な攻撃になる発言をしない。

(5) 本会議で討議ずみの繰り返しになるような発言をしない。

(6) 報告書に含まれていない事項を発言しない。

(7) 発表の権利を他者を攻撃し、自己の主張のためにだけ用いない。

31. 以下の行為を禁止する。

(1) 議会で発表する代表を説得したり、脅迫すること

(2) 会議場や指定ホテル内で各代表を邪魔すること

(3) 会議場、指定ホテル内などで実行委員会で承認された者以外の書類を配布すること

- (4) 実行委員会が秘扱いにした書類を公開すること
- 32. 各代表はすべての全体会議への出席が望まれる。
- 33. 特に理由なくすべての全体会議に出席できないならば、本会議に参加する意義はなくなる。個人的な非常事態によって会議に参加できなくなった場合は、不参加届を提出しなければならない。

国家の基本原則の要旨

(実行委員会委員長Aung Toe, 1993年9月16日)

出所：*New Light of Myanmar*, 1993年9月16日)

1. 国家

- (1) ミャンマー連邦は主権国家である。
- (2) 国名はミャンマー連邦共和国とする。
- (3) 国家の主権は国民にあり、全国に及ぶ。
- (4) 国家領土は憲法が発効した時点での領土とする。

2. 国家目的：

- (1) 連邦の統一

- (2) 国家の団結の維持

- (3) 主権の維持

- (4) 複数政党制民主主義の確立

- (5) 自由、正義、平等などの崇高な価値の保持

- (6) 国軍の政治指導への関与

3. 複数政党制民主制

国家は複数政党制民主制を実施する。

4. 国家形態

- (1) 連邦制を採用する。

- (2) 現行の管区は地方とし、州はそのまま州とする。

州、地方は同等の地位にあり、同等の権限をもつ。

- (3) 州、地方の名称は現行のものを使用する。

(4) 名称を変更する場合は、住民の同意を得た後に、法に基づいて行なう。

(5) 自治区は、適正な規模の人口をもち、共通の地域に在住している民族に対して認められる。

(6) 人口規模、居住地域の面積に応じて、自治地区、自治管区という名称を決める。

(7) いかなる州、地方、自治区も連邦からの脱退は許されない。

5. 国家元首

- (1) 国家元首は大統領である。
- (2) 大統領は大統領選出委員会で決定される。

6. 国家権力の分離と配分

- (1) 司法、立法、行政の三権分立を可能な限り実施する。
- (2) この三権は連邦、地方、州、自治区のそれぞれが保持する。

7. 立法

(1) 立法権は連邦議会、地方議会、州議会、そして憲法で定められた範囲内で自治区に付与される。

(2) 連邦議会は二院制にする。一院は7地域、7州の代表、一院は全国の代表で構成される。両院は相互監視の役割を担う。

(3) 各地方、州につつづつ議会を設置する。

(4) 国軍最高司令官によって任命された軍人が、憲法に定められた数だけ連邦、地方、州各議会に参加する。

(5) 適正な人口規模の民族は民族代表を、当該地方、州および自治区の議会に参加させることができる。

8. 行政

(1) 行政の長は大統領である。

(2) 行政権は連邦、地方、州および自治区の該当組織が執行する。

(3) 国軍最高司令官によって任命された軍人が、安全保障、国境警備のために憲法に定められた数だけ連邦、地方、州各行政組織に参加する。

(4) 7.(5)項に基づき、地方・州・自治区の議会に参加する。民族は、行政部門にも参加することができる。これらの代表はその民族にかかる分野を担当する。

(5) 国家は4.(5)項、(6)項、7.(4)項、(5)項に定められたことを実行するための委員会を設立する。

9. 司法

(1) 司法権は連邦、地方、州、自治区の裁判所が執行する。

(2) 連邦裁判所が最高裁判所である。

(3) 連邦裁判所は各種令状を発行する権利を持つ。

(4) 各州、地方につつづつ裁判所がおかれる。

(5) 司法原則は以下のとおりである。

法に従って独立に運営する。

司法の執行は法律で定める以外は公的な場で行なわれる。

裁判では弁護権と控訴権が与えられる。

10. 国軍

(1) 国軍は現存するものが唯一のものである。

(2) 国軍は安全保障関連関係事項には独自に対応する権利を持つ。

(3) 最高国軍司令官は国軍を統括する。

(4) 国軍は国家安全保障、防衛への国民参加に関する管理権をもつ。

(5) 国軍は主として国家の団結、連邦の維持および主権の維持の責任をもつ。

(6) 国軍は憲法の保持の責任をもつ。

11. 市民、市民の権利義務

(1) 本国民である両親から生まれた者は市民である。国家法秩序回復評議会の定める法によって市民となった者も市民である。市民権、市民権の回復、帰化に関しては法律で定める。

(2) すべての市民は憲法で定められた平等の権利、正

義の権利および正義の権利を享受する。

- (3) 法廷の許可なく、市民を24時間以上拘束する権利はない。
- (4) すべての市民は連邦の統一、国家団結の維持および主権の維持に努力する義務を持つ。
- (5) すべての市民には憲法を遵守する義務がある。
- (6) すべての市民は軍事を学ばなければならない。
- (7) すべての市民には兵役の義務がある。
- (8) 公共平和と治安維持はすべての市民の責任である。
- (9) 市民の自由、権利、責任、制約などに関しては別途法律を定める。

12. 民族

- (1) 国家はすべての民族の言語、文学芸術および文化の発展を支援する。
- (2) 国家はすべての民族間の団結、相互信頼、尊敬および相互扶助の促進を支援する。
- (3) 国家は発展途上の民族の教育、健康、経済、運輸、通信を含む社会経済の発展を支援する。

13. 農民

- (1) 国家は農民の権利保護のための法律を制定する。
- (2) 国家は農民がその生産物から十分な報酬を受け取れるよう努力する。

14. 労働者

国家は労働者の保護に必要な法律を制定する。

15. 知識層およびインテリゲンチア

知識層・インテリゲンチアの発展に国家は努力する。

16. 国家公務員

- (1) 国家公務員は政党政治に参加してはならない。
- (2) 国家は公務員の業務の安全および衣食住を保障し、女性公務員には母性給付、退職者には恩給を与える。

17. 文化

国家は文化の発展、推進、維持に努力する。

18. 天然資源

国家は天然資源の保持のために必要な法律を定めることができる。

19. 教育、保健

- (1) 国家は国民の教育と健康の促進に尽力する。
- (2) 国民の教育と健康の推進に必要な法律を制定する。
- (3) 国家は無料の初等義務教育制度を構築する。
- (4) 国家は国家建設に寄与するような近代的な教育制度の整備を促進する。

20. 農業および工業

- (1) 国家は農業の近代化のために、可能な限り技術、投資、機械、原材料などを供給する。
- (2) 国家は工業の発展のために、可能な限り技術、投資、機械、原材料などを供給する。

21. 雇用

国家は失業の削減に努力する。

22. 母、子供、老人

- (1) 国家は母子、孤児、殉職者の子供、高齢者、障害者保護に努める。

- (2) 障害を受けた軍人の生活を保障し、無料で職業訓練を提供する。

23. 青少年

国家は青少年のダイナミックな愛国心を育てる。

24. 宗教

- (1) 公的秩序、道徳、厚生および憲法に従うかぎり、何人も信仰の自由をもち、宗教活動ができる。

- (2) 上記は経済、金融政治など世俗的活動を含まない。

- (3) 信仰の自由は国家が社会厚生のために法律を制定するのを妨げるものではない。

- (4) 国家は仏教を、国民の間で信じられている最も崇高なものと認識する。

- (5) 国家は憲法発効日よりイスラム教、キリスト教、ヒンドゥー教、精霊信仰を本国に存在する宗教として認知する。

- (6) 国家は認知した宗教の保護に努力する。

- (7) 政治目的に宗教を利用することは禁止する。民族間、異宗教コミュニティ間の憎悪、敵対心などを生じさせるような行動は憲法の精神に反しており、法によって罰せられる。

25. 経済

- (1) 国家は市場経済制度を採用する。

- (2) 国家経済の発展のために、あらゆる経済主体が経済活動を行なうことを許可する。

- (3) 競争原理を妨げるようないかなる個人、組織による独占活動、もしくは価格操作をも禁止する。

- (4) 国家は国民の生活水準の向上に努力し、投資の拡大を図る。

- (5) 国家は経済発展のために技術、投資、機械および原材料の確保を支援する。

- (6) 国家は企業を国有化しない。

- (7) 国家は廃貨を行なわない。

26. 土地、水、空気その他天然資源

- (1) 国家は領土内の土地および天然資源の保有者である。

- (2) 国家は、国家が所有する各経済主体の天然資源の使用に関する法律を定める。

- (3) 国家は市民に私有財産権、相続権、私企業経営権、発明権、特許権を認める。

27. 選挙

- (1) すべての国民は法で定める参政権をもつ。

- (2) 投票者は選出した議員をリコールする権利をもつ。

28. 政党

国家は秩序ある政党設立に必要な法律を制定する。

29. 国家の緊急事態

(1) 国家の非常事態の際には大統領が該当地方、州および自治区において、憲法の定めるところによって、行政権および立法権を行使できる。

(2) 国民に生命の危険が及ぶと判断される緊急事態においては、国軍が、憲法の定めるところによって、その危険を未然に防ぐ行動をする権利をもつ。

(3) 国家が分裂し、主権の維持が困難な非常事態の場合、国軍最高司令官が国家権力をすべて掌握する。

30. 対外関係

(1) ミャンマー連邦は、他の諸国との平和的共存を維持し、世界の平和に貢献するよう独立、中立的外交政策をとる。

(2) 他国を攻撃しない。

(3) 他国の連邦への侵略を許さない。

31. 刑罰

(1) 過去の事件に対し、いかなる刑法も適用しない。

(2) 人間の尊厳を損なうような罰則は用いない。

32. 環境

国家は環境を保護する

33. 総則

(1) ミャンマー語を公式言語とする。

(2) この国家の基本原則は法律の起草を立法議会で行なう際の指針とし、憲法およびその他の法律の解釈の際に用いられる。

(3) 連邦議会、地方議会および州議会で制定された法律が憲法に合致するか、また憲法に関連する連邦と地方、州、自治区間の問題を解決するために、そして各地方自治体が憲法に沿って運営されることを監督するために、憲法裁判所を設ける。

⑧ 連邦団結開発協会 (The Union of Solidarity and Development Association)

(出所: *New Light of Myanmar*, 1994年9月16日)

1. 本協会の目的

(1) 連邦の団結

(2) 国家の統一

(3) 主権の維持

(4) 国家の尊厳の促進と活発化

(5) 国家の平和、繁栄、近代化の促進

2. 本協会メンバーの四つの誓い

(1) ミャンマー連邦とその国民に対して忠実である。

(2) 3箇条の国家目的、すなわち連邦の団結、国家の統一、主権の維持に努力する。

(3) 平和、繁栄、近代的な国家の建設に努力する。

(4) 本協会の行動原則を遵守する。

3. 本協会メンバーの行動原則

(1) 連邦とその国民に対して忠実であること

(2) 連邦の主権と永続性の保護に努力すること

(3) 国家民族に対する愛情をもって、統一に誠心誠意努力すること

(4) 本協会に忠実であること

(5) 本協会が定める任務を忠実に遂行すること

(6) 相互補助の精神で他のメンバーを助けること

(7) 常に健全な精神と行動を維持すること

(8) 本協会の尊厳と統一を支えること

(9) 法と秩序、平和と平静を維持すること

(10) 国家の尊厳の促進のために愛国心をもつこと

(11) 国の文化を維持および保護すること

4. 本協会の任務と責任

(1) 連邦の独立と主権を維持すること

(2) 国家民族に対する愛情と統一をはかること

(3) 国家の尊厳の促進のために愛国心をもたせること

(4) 平和、繁栄、近代的な国家の建設に努力すること

(5) 国の文化を維持すること

(6) 法と秩序、平和・平静の維持達成を支援すること

(7) 国家と公共の所有物を保護すること

(8) 麻薬取締関連行動を支援すること

(9) 若者の成長を支援すること

(10) 道路、橋、学校、病院、市場、公園などの公共施設を清潔に保つこと

(11) 火災、洪水、地震、嵐、疫病などの災害の救援活動を実施すること

(12) 農民や労働者の社会開発事業を援助すること

(13) 国軍にあらゆる支援を行なうこと

(14) 他のメンバーを支援を行なうこと

5. 書記局

書記長 U Than Aung (協同組合相)

書記局員 U Khin Maung Thein (エネルギー相)
U Win Sein (鉄道運輸相)

U Ko Lay (ヤンゴン市長)

6. 中央執行委員会

U Soe Tha (通信、郵電相)

U Than Shwe (第二工業相)

U Thein Sein (情報副大臣)

U Pang Aung (ヤンゴン市開発委員会書記長)

7. その他

性別、階級、信条にかかわらず、何人もメンバーになれる。公務員もメンバーになれる。18歳以上がシニアメンバー、10歳以上18歳未満がジュニアメンバーとなる。

シニアメンバーの会費は月5チャットで、ジュニアメンバーの会費は無料。

主要統計 ミャンマー 1993年

443

- 第1表 人口の推移と年増加率
- 第2表 部門別就業人口
- 第3表 土地利用
- 第4表 近年の主要経済指標
- 第5表 国内総産出額の推移
- 第6表 主要農作物生産量
- 第7表 経営規模別農家戸数と面積
- 第8表 主要鉱産物生産量

- 第9表 発電量および損失量
- 第10表 従業員数別工場数
- 第11表 工場数
- 第12表 主要工業製品生産量
- 第13表 外国投資法施行後許可投資件数
- 第14表 商品別輸入額
- 第15表 商品別輸出額
- 第16表 國際収支

- 第17表 国家財政状況
- 第18表 政府貯蓄
- 第19表 通貨流通量
- 第20表 ヤンゴン消費者物価指数
- 第21表 外貨準備高
- 第22表 相手国別貿易額

出所は特に記されている場合以外はすべてMinistry of Planning and Finance, *Review of the Financial, Economic and Social Conditions for 1993/94*。なお、その際の年度は4月～3月の財政年度を指す。

(使用記号：- 該当なし, … 不明, 0 ゼロ・極少)

対米ドル為替レート（1米ドル＝チャット）

年	1986/87	1987/88	1988/89	1989/90	1990/91	1991/92	1992/93
チャット	7.158	6.516	6.361	6.527	6.109	5.975	6.178

(出所) 現地情報。

第1表 人口の推移と年増加率

	1986/87	1987/88	1988/89	1989/90	1990/91	1991/92	1992/93
人口 (100万人)	37.07	38.54	39.29	40.03	40.79	41.55	42.33
年増加率 (%)	1.96	1.96	1.96	1.88	1.88	1.88	1.88

第2表 部門別就業人口(1992/93年度)

(単位: 1,000人)

	数	%
農業	10,780	65.45
漁業・畜産	380	2.31
林業	187	1.14
鉱業	83	0.50
製造業	1,195	7.26
電力	17	0.10
建設	288	1.75
運輸・通信	412	2.50
社会サービス	525	3.19
行政	713	4.33
商業	1,407	8.54
非分類労働	482	2.93
合計	16,469	100.00

第3表 土地利用

(単位: 1,000エーカー)

	1989/90	1990/91	1991/92 (暫定実績)	1992/93 (暫定)
耕作地	19,863	20,127	20,145	20,859
休閑農地	5,018	4,724	4,662	4,068
耕作可能耕地	20,824	20,625	20,478	20,260
管理森林	25,074	25,062	25,128	25,272
その他の森林	54,982	54,970	54,903	54,812
その他	41,425	41,678	41,870	41,915
国土総面積	167,186	167,186	167,186	167,186

(注) 耕作地には耕作指定地域になっているもののみを含む。

第4表 近年の主要経済指標 (1985/86年生産者価格)

(単位:100万チャット)

	1989/90	1990/91	1991/92 (暫定実績)	1992/93 (暫定)	成長率		
					1990/91	1991/92 (暫定実績)	1992/93 (暫定)
G D P	48,883	50,260	49,745	53,866	2.8	-1.0	10.9
1人当たりGDP (チャット)	1,221	1,232	1,197	1,272	0.9	-2.8	8.9
輸入額(CIF)	2,846	4,213	3,848	4,373	48.0	-8.7	13.7
輸出額(FOB)	3,528	4,038	3,926	5,493	14.5	-2.8	39.9
消費	41,826	42,199	40,122	44,669	0.9	-4.9	10.3
投資	6,453	8,852	9,173	9,550	37.2	3.6	4.1

第5表 国内総産出額の推移 (名目生産者価格)

(単位:100万チャット)

	1986/87	1987/88	1988/89	1989/90	1990/91	1991/92 (暫定実績)	1992/93 (暫定)
1. 財生産計	36,832	45,064	51,128	84,762	103,009	121,520	161,134
農業	24,549	30,896	36,991	58,867	70,325	83,293	115,408
漁業・畜産	4,320	6,343	5,811	10,140	13,987	16,552	18,882
林業	764	751	937	2,063	2,695	3,325	3,870
鉱業	483	478	512	988	1,036	1,104	1,364
製造業	5,450	5,388	5,723	10,731	11,824	13,069	17,020
電力	289	289	321	435	386	314	396
建設	976	970	833	1,538	2,763	3,863	4,193
2. サービス計	8,671	9,053	9,266	12,749	14,390	16,728	17,769
運輸	2,056	2,166	1,929	3,028	3,693	4,157	4,176
通信	255	293	311	318	352	695	768
金融	1,421	1,498	1,538	222	270	308	347
会・行政	2,673	2,771	2,997	5,747	6,024	6,365	6,690
その他サービス	2,266	2,326	2,491	3,434	4,052	5,202	5,788
3. 商業	13,526	14,581	15,849	27,156	34,542	40,385	52,031
4. 国内生産計 (1+2+3)	59,028	68,698	76,243	124,666	151,941	178,553	230,935
輸入(CIF)	3,936	4,066	3,443	3,395	5,523	5,337	6,171
輸出(FOB)	2,419	1,655	2,169	2,834	2,953	2,926	3,710
国内産業間使用	60,546	71,109	77,517	125,227	154,512	180,964	233,395
国内消費計	53,067	63,168	67,754	113,726	134,188	152,801	200,761
国内投資計	8,618	8,683	7,296	11,827	22,318	27,036	30,934
在庫の増減	(-)1,139	(-)742	(+)2,467	(-)325	(-)1,995	(+)1,127	(+)1,700
(単位:チャット)							
1人当たり国内純生産	1,562	1,782	1,940	3,114	3,725	4,297	5,455
1人当たり国民消費	1,404	1,639	1,724	2,841	3,290	3,677	4,742
1人当たり国民投資	228	225	186	295	547	651	731
就業者1人当たり純生産	3,807	4,461	5,034	8,039	9,606	11,155	14,022

第6表 主要農産物生産量

(単位:1,000トン)

品目	1985/86	1986/87	1987/88	1988/89	1989/90	1990/91	1991/92 (暫定実績)	1992/93 (暫定)
穀	14,317	14,126	13,636	13,164	13,803	13,969	13,201	14,915
小麦	190	192	157	130	124	123	143	144
とうもろこし	299	285	224	193	194	187	191	205
マッコペ	94	100	106	58	64	100	196	152
バターピン	93	87	55	34	39	47	46	42
サルタピヤ	28	39	39	21	22	30	28	28
大豆	23	27	27	27	26	26	27	31
その他豆類*	474	469	182	209	288	410
落花生(殻つき)	560	544	519	438	459	472	378	451
胡麻	248	199	170	145	207	216	171	257
綿花	100	80	73	60	63	62	63	74
ジユート	50	47	42	47	34	24	22	39
ゴム	15	15	15	14	15	15	15	15
砂糖きび	3,727	3,318	3,368	2,346	2,008	1,962	2,308	3,285
ヴァージニアタバコ	56	60	17	9	8	10	17	17

(注) 穀物年度は7月~6月。 *Pedisein, Gram, Pesingon, Sadape。

第7表 経営規模別農家戸数と面積

(単位:農家数=1,000戸、面積=1,000エーカー)

	1989/90				1990/91			
	数		%		数		%	
	農家数	面積	農家数	面積	農家数	面積	農家数	面積
5エーカー未満	2,743	6,316	62.4	26.1	2,731	6,355	62.1	26.2
5~10エーカー	1,065	7,634	24.3	31.6	1,080	7,684	24.6	31.7
10~20エーカー	477	6,633	10.9	27.5	481	6,706	11.0	27.7
20~50エーカー	101	2,737	2.3	11.3	101	2,734	2.3	11.3
50~100エーカー	1	93	0.03	0.4	1	90	0.03	0.4
100エーカー以上	1	751	0.02	3.1	1	664	0.02	2.7
合計	4,388	24,163	100.0	100.0	4,395	24,234	100.0	100.0
1991/92(暫定実績)								
数				1992/93(暫定)				
農家数	面積	農家数	面積	農家数	面積	農家数	面積	
5エーカー未満	2,722	6,354	61.8	26.1	2,723	6,477	61.8	26.4
5~10エーカー	1,092	7,767	24.8	32.0	1,095	7,770	24.8	31.7
10~20エーカー	486	6,764	11.0	27.8	489	6,770	11.1	27.6
20~50エーカー	100	2,703	2.3	11.2	99	2,714	2.2	11.1
50~100エーカー	1	91	0.03	0.4	2	94	0.03	0.4
100エーカー以上	1	622	0.02	2.7	1	677	0.02	2.8
合計	4,401	24,301	100.0	100.0	4,409	24,492	100.0	100.0

第8表 主要鉱産物生産量

品目	単位	1986/87	1987/88	1988/89	1989/90	1990/91	1991/92 (暫定実績)	1992/93 (暫定)
石油	100万バレル	8.7	6.2	4.8	5.5	5.3	5.5	6.8
天然ガス	100万立方フィート	39,522	41,914	39,085	39,715	33,645	31,782	42,520
錫精鉱(65%)	トン	638	321	180	304	309	172	257
タンクステン	トン	132	46	26	17	13	15	43
銅・タンクステン灰重石混成鉱	トン	1,522	1,351	938	1,013	1,003	1,025	1,024
銀	トン	432	300	220	190	110	190	210
鉛	トン	5,948	4,093	3,198	2,717	1,555	2,526	3,500
亜鉛	トン	7,393	5,089	4,975	4,350	3,820	3,393	5,000
ニッケル	トン	79	77	224	140	108	58	150
銅	トン	47	50	101	184	98	47	50
アンチモニアル鉛	トン	141	247	160	88	110	72	170
ひすい	キロ	60,333	98,626	131,454	660,200	242,200	177,900	145,800
石灰	トン	37,498	38,713	29,780	38,700	30,900	35,800	77,000

第9表 発電量および損失量

	1989/90		1990/91		1991/92(暫定実績)		1992/93(暫定)	
	100万kWh	%	100万kWh	%	100万kWh	%	100万kWh	%
全発電量	2,494	100	2,643	100	2,677	100	2,805	100
水力発電	1,144	46	1,248	48	1,240	43	1,362	49
蒸気発電	25	1	28	1	26	1	25	1
ガス発電	1,293	52	1,293	49	1,370	54	1,353	48
ディーゼル発電	32	1	74	3	41	2	65	2
電力損失量	902	36	968	37	1,032	32	933	34
発電時ロス	50	2	70	3	67	2	57	2
送電ロス	147	6	159	6	159	6	168	6
配電ロス	674	27	705	27	762	22	665	24
その他	31	1	34	1	44	2	43	2

第11表 工場数(1992/93年度)

第10表 従業員数別工場数

(1991/92)	国営	協同組合	民間	計
10人未満	909	259	33,463	34,631
10~50人	292	266	1,954	2,512
51~100人	141	70	117	328
101人以上	427	22	14	463
合計	1,769	617	35,548	37,934

(1992/93)	国営	協同組合	民間	計
10人未満	909	259	33,649	35,817
10~50人	292	266	1,897	2,433
51~100人	141	68	67	276
101人以上	425	22	19	446
合計	1,767	593	36,632	38,992

	政府所有	協同組合	民間
食品・飲料	242	299	20,634
衣料・織維	59	165	2,239
建設資材	128	75	3,342
日用品加工	14	16	1,225
家庭用品製造	15	12	156
印刷・出版	28	8	326
工業用原料	928	3	1,867
鉱物加工	23	2	1,923
農業資材	3	0	35
工業機械	7	0	105
車両	5	0	110
作業所・造船	305	0	0
その他	10	13	4,670
合計	1,767	593	36,632

第12表 主要工業製品生産量

品 目	単 位	1986/87	1987/88	1988/89	1989/90	1990/91	1991/92 (暫定実績)	1992/93 (暫 定)
砂 糖	1,000トン	59	38	29	34	25	53	61
塩	1,000トン	246	257	246	257	247	249	270
紙巻きタバコ	100万本	1,108	921	401	629	1,058	930	1,229
綿 糸	1,000トン	14	10	7	10	10	11	12
ポ プ リ ン	10万ヤード	50	27	17	24	23	23	23
蚊 帳	10万ヤード	24	18	11	24	13	26	23
毛 布	10万枚	14	11	7	9	8	6	5
タ オ ル	10万枚	15	15	10	17	13	12	12
綿 肌 着	10万着	...	18	19	33	28	31	31
男用ロンジー	10万着	74	31	24	24	22	22	22
女用ロンジー	10万着	3	2	4	4	4	4	4
小児用ロンジー	10万着	2	1	2	2	2	2	2
麻 袋	100万袋	34	27	16	25	20	15	20
石 鹼	1,000トン	37	27	11	23	25	27	26
マ ッ チ	1,000カートン	75	39	24	61	83	75	93
ろ う そ く	1,000トン	2	2	2	2	3	3	3
セ メ ン ト	1,000トン	452	394	309	454	402	400	435
針 金 ・ 釘	1,000トン	1	1	1	1	1	1	1
ガ ソ リ ン	10万ガロン	660	530	404	408	416	419	539
灯 油	10万ガロン	5	1	18	12	6	5	14
アルミポット・鍋	10万ポンド	11	8	37	38	40	40	40
白 熱 灯	1,000個	2,945	1,395	1,188	1,554	1,259	1,387	1,500
乾 電 池	1,000個	14,222	15,234	8,342	8,839	7,039	5,228	6,250
テ レ ビ	台	2,290	1,300	517	14,059	3,556
自 動 車	台	2,000	1,340	900	815	783	639	400
自 転 車	台	11,440	10,190	7,424	6,864	6,930	5,263	5,675
揚 水 ポ ン プ	対	4,920	3,780	2,015	1,765	1,905	2,541	1,600
ト ラ ク タ ー	台	610	700	220	220	255	362	265
化 学 肥 料	1,000トン	305	296	214	192	133	100	175
ディーゼルオイル	10万ガロン	806	745	687	842	846	942	1,052
燃 料 用 油	10万ガロン	417	341	208	255	287	339	354

第13表 外国投資法施行後許可投資件数

(単位: 100万チャット)

	許可された 企 業 数	投 資 額			1989/90から92/93までの投資累計	
		国内資本	外国資本	合 計	総 計	うち外国資本
農 業	1	19	16	35	13	6
漁 業 ・ 蕃 産	7	153	595	748	167	47
鉱 業	5	21	219	240	166	145
石油・天然ガス	17	0	2,440	2,440	3,179	3,179
工 業	17	198	268	466	299	214
ホ テ ル ・ 観 光	9	64	634	698	163	119
運 輸	1	0	6	6	0	0
合 計	57	455	4,178	4,633	3,987	3,710

第14表 商品別輸入額 (単位:100万チャット)

	1989/90	1990/91	1991/92 (暫定実績)
資本財 計	1,072	1,905	1,568
建設資材	250	500	413
機械	397	924	471
輸送機器	358	400	638
その他資本財	68	82	47
工業原材料計	1,025	1,662	1,526
原 料	586	1,068	1,037
器具・部品	439	594	489
消費財 計	229	487	580
耐久消費財	79	231	223
食 料	29	109	168
織 繊	23	34	39
医 薬 品	75	95	121
その他消費財	22	20	29
そ の 他	1,070*	1,469*	1,663*
合 計	3,395	5,523	5,337

(注) *国境貿易を含む。

第15表 商品別輸出額 (単位:100万チャット)

	1989/90	1990/91	1991/92 (暫定実績)
農産物 計	432	942	1,011
米・くず米	266	172	251
小麦	12	13	28
豆類	123	515	429
飼料	15	12	14
ゴム・その他	16	231	289
畜産品	3	5	4
水産品	134	165	156
林産品 計	1,014	1,131	943
チーク	798	740	489
鉱産品・宝石	208	173	114
その他の	1,043*	641*	698
再輸出	12	9	6
合 計	2,847	2,962	2,932

(注) *国境貿易を含む。

第16表 國際收支

(単位:100万チャット)

	1987/88	1988/89	1989/90	1990/91	1991/92 (暫定実績)	1992/93 (暫定)
1. 経常勘定						
財	-1,755.5	-1,426.8	-789.6	-3,060.2	-2,583.4	-2,460.1
運輸・保険	-25.9	-39.0	-39.0	-65.5	-126.1	-97.8
観光	49.2	549.5	99.1	94.7	162.3	231.0
大使館・国際機関	-2.2	-5.5	22.3	27.7	-38.6	-12.5
政府移転	4.9	40.0	-1.9	-1.0	0.0	0.0
民間移転	411.4	499.8	360.8	475.5	519.0	769.0
利子	-520.4	-260.6	-304.5	46.7	-290.9	-135.9
その他	55.1	66.0	454.2	-361.5	441.3	570.7
計	-707.4	-1,075.7	-225.0	-2,841.6	-1,916.4	-1,135.3
2. 贈与	686.0	465.3	193.2	181.2	404.4	453.3
3. 借款および支払い						
借款	2,070.8	1,394.1	893.8	757.8	385.5	643.1
元本支払	-707.4	-452.7	-798.7	-314.5	205.1	594.8
4. 外国投資勘定	0	0	130.7	1,257.9	1,560.2	794.9
5. 国際機関	-1.8	-0.4	-0.5	-0.4	-0.4	-0.8
6. その他の	-0.7	-0.3	0	0	-0.5	-2.5
7. 合計(1+2+3+4+5+6)	1,248.5	330.3	-192.9	-961.6	228.2	54.8
8. 資本勘定						
短期借入	-36.7	-95.7	-47.3	-45.1	-23.4	-161.9
IMF引き出し	0	0	0	0	0	0
SDR引き出し	0	0	0	0	0	102.7
返済	-340.5	-159.9	-70.3	-44.1	-27.7	-30.1
9. 計	-377.2	-255.6	-117.6	-89.2	-51.1	-192.0
その他資本取引	0	0	2,084.5	0	0	0
その他の	257.7	256.2	53.5	-210.0	0	0
10. 総合収支	144.0	289.6	2,213.3	-1,155.9	-21.4	-34.5

第17表 国家財政状況

(単位：100万チャット)

	1989/90	1990/91	1991/92 (暫定実績)	1992/93 (暫定)
国家行政機構				
1.歳 入	10,622.8	14,089.7	15,406.1	17,268.3
1.税 収 入	5,312.4	9,416.7	10,480.2	10,321.3
2.国営企業収入	2,141.6	3,433.3	3,341.9	4,629.9
3.そ の 他	3,168.8	1,239.2	1,584.0	2,317.1
2.経 営 支 出	12,898.7	15,477.7	16,941.4	17,463.8
3.外国融資・援助	218.8	252.8	374.5	499.0
4.金融勘定*	+269.8	+314.1	+196.7	-217.2
5.投資可能資金	-1,787.3	-821.1	-964.1	+86.3
6.投 資 額	2,750.7	6,050.1	8,198.0	9,661.9
7.収 支	-4,538.0	-6,871.2	-9,162.1	-9,575.6
国 営 企 業				
1.収 入	25,942.1	31,344.2	35,855.9	46,886.6
1.経 営 収 入	25,887.1	3,1327.4	37,398.9	46,449.1
2.資 本 収 入	55.0	16.8	70.1	437.5
2.経 常 支 出	25,596.4	32,219.1	36,054.4	46,021.3
3.外国融資・援助	846.7	685.3	408.2	593.8
4.資 本 勘 定	-1,256.9	-735.6	-574.7	-1,004.7
5.資 本 支 出 額	3,100.2	3,394.5	3,346.8	4,220.9
6.収 支	-3,164.7	-4,319.7	-3,711.8	-3,766.5

(注) +は黒字、-は赤字を示す。 *は準備金を含む。

第18表 政府貯蓄

(単位：100万チャット)

年 度		年 度	
1973	418	1973	3,157
1974	418	1974	3,577
1975	440	1975	4,520
1976	456	1976	4,998
1977	501	1977	5,142
1978	878	1978	5,777
1979	1,309	1979	6,619
1980	1,939	1980	7,328
1981	2,728	1981	8,684
1982	3,579	1982	9,201
1983	4,410	1983	10,134
1984	5,632	1984	11,679
1985	6,380	1985	13,037
1986	7,331	1986	14,684
1987	8,190	1987	8,086
1988	8,570	1988	12,118
1989	9,545	1989	18,858
1990	10,896	1990	27,510
1991	14,199	1991	37,099
1992	17,208	1992	52,198

第20表 ヤンゴン消費者物価指数

(1986年=100)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月
1990	194.98	196.38	197.58	199.34	200.44	206.27
1991	259.07	268.04	267.24	267.64	289.11	283.91
1992	323.54	326.10	328.15	333.37	341.62	347.60
	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1990	214.41	226.54	233.30	236.05	242.32	251.73
1991	285.82	293.19	294.72	302.05	309.03	318.38
1992	351.28	363.70	363.75	363.58	372.31	376.52

第21表 外貨準備高

(単位：1万米ドル)

	外貨準備計*	金保有
1981	229.0	10.2
1982	104.3	9.7
1983	89.4	9.2
1984	62.1	8.6
1985	33.9	9.7
1986	33.1	10.8
1987	27.2	12.5
1988	77.4	11.8
1989	263.4	11.6
1990	312.8	12.5
1991	258.4	12.6
1992	280.1	12.1

(注) *金を含ます。

(出所) IMF, International Financial Statistics, 1993年12月号。

第22表 相手国別貿易額

(単位：100万米ドル)

	輸出				輸入			
	1988	1990	1991	1992	1988	1990	1991	1992
全 貿 易 額	147.44	402.20	532.06	636.72	234.95	667.44	1,068.73	1,074.74
先 進 国 計	28.84	72.24	113.69	133.30	179.14	280.89	236.18	203.83
ア メ リ カ	1.11	9.35	26.64	37.82	14.67	19.29	26.18	4.51
日 本	12.34	28.36	44.89	42.97	95.19	110.77	90.79	106.10
ド イ ツ	5.47	8.67	7.25	9.88	16.34	31.85	37.77	22.52
発 展 途 上 国 計	109.90	314.36	401.28	486.62	53.08	375.50	820.39	857.53
ア フ リ カ	29.07	50.94	56.04	61.80	3.14	2.70	2.97	3.27
ア ジ ア	69.51	247.02	320.47	401.34	34.16	347.00	761.99	793.55
中 国	1.81	33.29	96.09	119.10	7.70	137.68	314.42	284.28
香 港	13.47	22.87	33.70	44.61	1.51	8.64	14.65	16.57
韓 国	7.86	8.99	4.42	5.44	0.17	23.33	31.74	34.36
イ ン ド ネ シ ア	10.31	10.11	2.64	2.90	0.04	3.17	7.31	11.85
マ レ ー シ ア	3.26	8.64	15.64	17.06	6.34	31.62	73.72	98.61
シ ン ガ ポ ル	14.33	46.21	81.3	89.13	14.42	119.24	295.81	325.39
タ イ	1.16	48.88	1.33	19.79	4.19	...
イ ン ド	3.36	44.21	46.56	51.22	1.16	1.44	4.23	4.65
ヨ ー ロ ッ パ	2.41	2.70	0.75	0.88	14.24	24.45	54.31	59.49
中 東	5.46	7.46	7.66	9.89	0.87	0.71	0.41	0.45
ラ テ ナ ア メ リ カ	3.46	6.24	16.36	10.62	0.01	0.63	0.71	0.77
そ の 他	6.91	12.35	13.59	14.95	11.05	10.38	11.42	12.56
旧 ソ 連	5.03	8.98	9.88	10.87	6.62	6.38	7.02	7.72
地 域 別 シ ェ ア (%)								
先 進 国	19.6	18.0	21.4	20.90	73.4	42.1	22.1	19.0
発 展 途 上 国	74.5	78.2	75.4	76.10	21.8	56.3	76.8	79.8
ア フ リ カ	19.7	12.7	10.5	9.7	1.3	0.4	0.3	0.3
ア ジ ア	47.1	64.1	60.2	63.0	14.0	52.0	71.3	73.8
ヨ ー ロ ッ パ	1.6	0.7	0.1	0.1	6.1	3.7	5.1	5.5
中 東	3.7	1.9	1.4	1.6	0.4	0.1	0	0
ラ テ ナ ア メ リ カ	2.3	1.6	3.1	1.7	0	0.1	0.1	0.1
そ の 他	4.7	3.1	2.6	2.3	4.5	1.6	1.1	1.2
年 率 変 化 (%)								
世 界	-32.5	87.5	32.3	19.7	-20.3	243.5	60.1	0.6
先 進 国	-32.5	72.1	57.4	17.2	-20.3	96.9	-15.8	-13.6
発 展 途 上 国	-32.5	96.9	27.6	20.8	-20.3	778.3	118.5	4.5
ア フ リ カ	-32.5	20.5	10.0	10.3	-20.3	8.1	10.0	10.0
ア ジ ア	-32.5	144.3	29.7	25.2	-20.3	...	119.6	4.1
ヨ ー ロ ッ パ	-32.5	-22.7	-72.1	17.2	-20.3	106.0	122.1	9.5
中 東	-32.5	-6.0	2.6	30.3	-20.3	2.7	-42.3	10.0
ラ テ ナ ア メ リ カ	-32.5	24.0	162.3	-35.0	-20.3	...	12.6	7.9
そ の 他	-32.5	22.8	10.0	10.0	-20.3	18.0	10.0	10.0

(出所) IMF, Direction of Trade, 1993年版。